

平成28年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時30分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君
教育委員会 会長	五十嵐紀子君	教育委員会 会長	安川登志男君

教育委員会
生涯学習部

村上正俊君

農業委員会
農会

松川英一君

農業委員会
農事業務局

金章君

監査委員

吉田博行君

監査委員
監事

竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議総務課

岡崎浩章君

議会事務局
議総務課主任

前畑美香君

議会事務局
議総務課主任

粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） おはようございます。

きょう来るときに、温根別コスモスロードが満開の中、今回質問を頑張ってくれということで、私も気持ちよく質問を頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

今回の連続台風により、道内外に甚大な被害をもたらしました。災害復旧が一刻も早く進むことを願うとともに、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

改めて、災害の恐ろしさと防災の必要性について考えさせられ、本市の大雨による災害の対応について伺います。

7月31日の集中豪雨、8月17日以降の1週間に3つの台風が上陸するなど、北海道内にも甚大な被害をもたらしました。本市においても、短時間に100ミリ以上を記録するなど、長期間にわたり大雨を降らせ、その影響で、市内各地では床上・床下浸水と道路の水没など、交通機関にも影響を与えました。また、農業においても、田畑の浸水により作物への影響が、まだはかり知れないところであります。

本市では、早くから災害対策本部を設置し、その対応に当たってきたと聞いていますが、この災害の中、人への被害、住宅への被害、道路・公共施設への被害、農業被害について、被害状況を求めます。

続いて、市民への避難についての質問ですが、昨日の一般質問の中で渡辺議員から、高齢者・障害者の避難について、緊急速報メールについての質疑がありましたので、割愛させていただきます。

近年の気候の変動を感じる中、今まで体験したことのない台風など、大雨、強風が頻繁に起こることが当たり前のように多くなっています。新たな防災の備え、対応が必要とされています。早期に市民への災害の情報の伝達が必要であり、そのため、地域の自主防災の取り組みに

よって、避難をスムーズに行う必要があります。今回の避難を検証することにより、今後の災害対応に役立てていただきたいと思います。

次に、災害による被害の復旧についてですが、数多くの道路・公共施設の被害が出ました。これから、地域要望も含め、被害が報告されると思いますが、市民への生活に支障を来さないよう、一日も早い復旧に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

今回も、大雨により危険水位に達し、テレビなどで避難が報道された犬牛別川の現状は、柳の木などの障害物により、川の流れに悪影響を及ぼしています。近年たびたび起こる川の増水により、頻繁に避難指示が出され、地域住民への不安が増しています。特に高齢者の方々は、避難所への移動が多く、体力的にも精神的にも苦痛な状況を強いられています。

このようなことから、早急に川の底さらい、雑木などの処理対策を講じ、地域住民への不安解消を図るよう、道などに要望を願うところであります。復旧に向けた考えを求めます。

次に、農業被害の今後の対応について伺います。

地域によっては、田畑の浸水、傾斜地では作物が流されるなど、多大な被害が出ました。浸水により、収穫時期を迎える作物などに品質の低下が懸念されます。年に一度の収穫ですので、災害が多いほど農業経営を圧迫し、本市の基幹産業である農業においても停滞を招きます。

9月に入り、農作物の収穫が最盛期を迎え、今後、農作物の被害状況も明らかになってくると思いますが、JAを初め各関係機関と連携を密にして、災害の状況を把握するとともに、被害への対応と農家の経営対策に当たっての考えを求め、以上、大雨による災害の対応についての質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

村上議員の御質問にお答えします。

初めに、7月31日からの大雨などによる被害の詳細についてです。

今回の一連の災害では、幸いにして人的被害は発生していませんが、住宅への被害は、7月31日からの大雨によって、上士別で1棟の床下浸水があり、8月17日の台風7号及び20日からの大雨によって、中央市街地の大通東13丁目付近、西1条から西3条の11丁目から13丁目を中心に、10棟の床上浸水と83棟の床下浸水が発生しました。

公共施設関係では、7月31日からの大雨で、上士別と朝日を中心に、道路路盤の流出や路肩のり面の崩れなどの道路施設被害が13件あり、橋梁施設の被害が2件、河川施設の被害が8件あったほか、朝日三望台テレビ共聴施設の機器が落雷によって損傷する被害を受けました。

8月17日の台風7号と20日からの大雨では、西士別と南士別を結ぶ市道西南連絡線のり面の土砂崩れを初め、道路路盤の流出や路肩の崩れなど29件、橋梁施設の被害が1件、河道のり面の崩れによる河川施設の被害が17件、マンホールの破損など下水道施設の被害が6件、東山浄水場と内大部浄水場のり面地すべりや配水管損傷など水道施設の被害が3件、このほか、大和牧場や市営住宅桜丘団地、東雲団地、環境センターの敷地内などで13件の被害がありまし

た。

農業被害につきましては、J A北ひびきとの連携による個別の農業者への聞き取り調査の結果では、農地の冠水・浸水面積は延べ1,110ヘクタールに上っており、主な作物では、大豆約490ヘクタール、てん菜150ヘクタール、水稻85ヘクタール、タマネギ・ソバで約80ヘクタールの冠水・浸水の被害が確認されています。

冠水した農地では、作物の倒伏や表土の流出などがあり、また一部では、長期間の降雨により滞水している農地も見受けられ、今後、作物が湿害によって枯死することも想定されることから、収穫量の減少や品質の低下等を懸念しているところです。また、あぜや用排水路、道路のり面が崩壊している箇所もあり、被害の状況の把握に努めているところです。

次に、復旧に向けて北海道などへの要望についてです。

災害時に限らず、これまでも、自治会からの要望や現地調査などをもとに、道に対して管理河川の改修や維持管理に関する要望を毎年度提出しています。温根別地域から要望のある犬牛別川についても、温根別川同様、一部区間の改修は完了していますが、未完了区間もあることから、流れを阻害している柳などの立木の伐採やしゅんせつなどを含め、早急な対応について引き続き要望してまいります。あわせて、被害を受けた市の公共施設についても、できるだけ早い復旧を目指してまいります。

最後に、農業被害への今後の対応についてです。

今回の大雨と台風では、市内の広範囲で冠水や浸水の被害が発生している状況から、J A北ひびきや上川北農業共済組合、上川農業改良普及センター等との連携のもと、今後も状況把握に努めるとともに、作物ごとの収量や品質への影響が明らかになった段階で、農業者の経営対策や営農活動が円滑に行われるよう対応していく考えです。加えて、収穫作業などに影響が出ないよう、中山間直接支払交付金等を活用した被災箇所の復旧が速やかに実施されるよう、地域との連携を図りながら対処してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 続いて、農業問題について伺います。

有害鳥獣の処理対策事業については、粥川議員から、一時保管施設の運用と管理についての質疑がありましたので、私からは、有害鳥獣被害防止活動の必要性について申し上げます。

今まで、有害鳥獣の被害防止に対して、中山間事業での電牧の設置、エゾシカの駆除助成、狩猟免許の助成など駆除対策により、エゾシカの个体数の減少に伴い、農業被害も少なくなってきました。

今回の一時保管施設の運用と管理の中で、一番の利用者は猟友会の狩猟者であり、利用者が使いづらい施設にならないよう求めます。1年間通して一時保管施設が利用できる体制と、助成も含め、今までどおり行うことにより、狩猟者の減少対策になります。農業被害の減少にもつながることではないでしょうか。

近年のエゾシカは、温暖化の影響とおいしい農作物を食べて、双子、三つ子が生まれる時代になっています。今後の対応次第では、爆発的に増える可能性があります。今まで築上げてきた有害鳥獣対策協議会の中で、今後の運営管理について協議して、よりよい鳥獣対策に当たっていただきたいと思います。

そこで、鳥獣対策についてですが、近年においても、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害がなくなる中、士別市では平成22年から、有害鳥獣被害の防止を目的とする対策協議会を設立し、農業者、JA北ひびき、士別市、北海道猟友会士別支部、士別地区森林組合ほか農業関係機関で構成し、被害防止活動を行っていますが、設立してから8年目になります。これまでの活動とエゾシカ、熊、アライグマの捕獲頭数は、この期間どの程度で推移してきたのか。農業被害も含めて説明を求めます。

次に、農業を支える地元企業について伺います。

昨年の農政三法が改正され、その中に、農地法では、農業を始めようとする企業にとって足かせとなっていた農業事業における議決権要件、役員の農作業従事要件が大幅に見直され、企業が農業に参入しやすくなりましたが、全国的に見ても、ブームに乗って農業へ参入しても、農業技術や土づくりなど農のスキルが必要で、実際に成功している企業が少ないのが実情であります。農業へ参入した大手企業の中では、イオン、ローソン、セブンイレブンなどがあります。また、中小企業の中でも、地域の人口減少や地域経済の衰退といった危機感のもと、地域を基盤とした企業が、農地保全、地域活性化のために参入した事例もあります。

本市においても、農業人口の減少、高齢化、後継者不足が深刻になる中、地元企業が農業へ参入することにより荒廃地を減らすなど、産業として農業により刺激を与え、農業の活性化につながり、また、労働の雇用が生まれ、地域経済の発展にもつながると考えられますが、その反面、企業は利益が上がらなければ農業から撤退することも多いと聞いています。

本市での地元企業の農業参入件数と生産状況など、農業参入についての考えを求め、以上を申し上げ、農業問題についての質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

鳥獣被害対策についてですが、本市におけるエゾシカ等の有害鳥獣による農作物の被害防止対策としては、中山間事業による電気牧柵の設置と、市による地元猟友会への駆除委託により実施してきましたが、平成20年ころよりエゾシカの出没が増加し、平成21年の農業被害額が6,000万円を超える状況となったことから、平成22年に、農業者、JA北ひびき、猟友会、市などが組織的に連携し、農作物の被害防止に取り組むべく、士別市有害鳥獣被害防止対策協議会を設置したところであります。

協議会の主な取り組みにつきましては、エゾシカ等の駆除を初め、エゾシカやヒグマ、アライグマのわなの整備、狩猟免許の取得に向けた講習会、エゾシカ捕獲わな講習会、捕獲したエゾシカの有効活用の検討、農作物被害調査アンケート、士別市鳥獣被害防止計画策定協議など

を実施してきたところであります。

次に、エゾシカ、ヒグマ、アライグマの捕獲頭数の過去5年間の推移ですが、初めにエゾシカの年間捕獲頭数は、平成23年度は1,655頭、24年度1,867頭、25年度1,370頭、26年度1,084頭、27年度893頭となっており、ヒグマにつきましては、平成23年度18頭、24年度14頭、25年度8頭、26年度12頭、27年度10頭を駆除し、また、アライグマにつきましては、平成23年度に初めて2頭を捕獲した後、24年度は4頭、25年度2頭、26年度2頭、27年度7頭の捕獲となっております。

また、エゾシカによる農業被害額では、平成21年度は6,125万9,000円、22年度6,082万円、23年度6,164万7,000円、24年度6,581万3,000円、25年度4,723万9,000円、26年度3,352万9,000円、27年度4,415万6,000円の被害額となっているところです。

次に、農業を支える地元企業についてお答えいたします。

農業への企業参入は、平成21年及び平成27年の農地法改正により要件が緩和され、法人が農業に参入しやすくなった結果、全国的には、平成27年12月現在で2,039法人が参入しております。

今回の農地法の改正では、農地を所有できる法人の呼称が、農業生産法人から農地所有適格法人になり、株主などの構成員に農業者が占める割合が4分の3以上だったものから2分の1以上に緩和、会社を運営する取締役、業務執行役員、理事などの役員のうち過半数が、販売・加工を含む農業関係に年間150日以上従事し、かつ、その過半数が年間60日以上農作業に従事が必要だったものが、農作業に年間60日以上従事が必要な人数が社員等または使用人が1人でよくなりました。また、農地の賃貸についても、平成21年の改正から、一般法人でも可能となっております。

このような中、現在、本市での地元企業の農業参入件数は、平成3年に初めての企業参入から現在7社となっており、全て農地所有適格法人で、うち建設関連企業4社、農業関連企業3社となっております。生産状況につきましては、てん菜、野菜、ソバ、飼料作物を作付し、7社合計で255ヘクタールを作付しております。

次に、企業の農業参入についての市の考え方についてですが、企業の農業参入は、企業の強みであるコスト・工程管理能力や自社の持つ販売確保、特に食品関連企業では、高付加価値化、商品ブランド化、PR効果などがあり、加えて、労働力の確保や雇用の創出、農業の担い手不足の解消、耕作放棄地の発生防止などのメリットがあるとされております。

一方で、一般論として、企業には再生産性が求められ、本業の不振や農業経営の不振などで利益が得られなければ、即時撤退や、規模を縮小し耕作を放棄してしまうといった弊害もあり、結果として、農地の遊休化や耕作放棄地の発生が危惧されるなど、一長一短であると考えており、特に撤退などがあった場合の地域に与える影響が大きいことから、地元根差した企業として農業に参入されるよう、農業委員会、JA北ひびき、関係機関と連携を密にしながら、情報の収集に努め、慎重な対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） ここで再質問をさせていただきます。

前回、粥川議員の質問の中にもありましたけれども、一時保管施設の管理団体がまだ決まっていない。これ、来年4月からということなんですけれども、この秋にも決めなければだめだと思っんですけれども、それを早くしていただきたいのと、やはりこの施設も、朝日の北一線に建てるということで、工事も始まっていると思いますけれども、やはりその中で、その施設の、朝日地区の指定団体の中で決めるのが一番いいことかなと、雇用も含めて。そういう考えを持っております。

またあと、禁猟期間と可猟期間のすみ分けなんですけれども、やはり、昨年度は禁猟期間で510頭とって、可猟期間、とっていい期間ですね、その中では380頭ほどとっているんですけれども、約4割が可猟期間のときにとっているということで、やはり冬場の、これから10月から3月までですけれども、その期間、やはり保管庫で受け付けをしないとか、鹿の駆除に対しての意欲がなくなったりしますので、やはり今後とも、農業団体、士別市、猟友会の中で話し合っただ中で進めていただきたいと思います。

また、ひとつ、保管施設も80頭しか入らないということもありますので、その部分も含めて、今後の管理を考えていただきたいということを申し上げます。この答弁もいただきたいと思っます。

○副議長（谷口隆徳君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今質問のありました内容につきましては、昨日の粥川議員の答弁の中でもお話をさせていただいた部分もございますけれども、多少重複するようなところもあるかと思っます。

初めに、委託する団体先、委託先を早くというような御意見をいただきました。この部分につきましては、地元の法人ですとか、または、それなりの可能性のある法人の方々それぞれ打診をさせていただきながら、進めているわけですが、その中でもきのうも答弁をさせていただきましたけれども、委託の内容がなかなか特殊なものですから、一日中受け入れとかというようなこともなかなか難しい状況にもありますし、また期間が、検討した段階では、夏場の禁猟区、禁猟期間というようなところでもございましたので、そういった部分で、なかなか前に進んでいなかったというような状況もありますけれども、今、段階的に協議をした中では、やはり通年のことも考えながら、通年にするに当たっては、農業者の負担ですとか、または関係機関の負担ですとか、市全体での取り組みの中で進めていくことが可能であるということになるならば、これについては、市も同じような方向に向かっていきたいというふうな考え方を持っているところです。

それから、建設場所については、朝日の北一線地区という地区なんですけれども、ここにつきましては、当然、その地区の皆さんの方々の御了解を得つつ、これは進めているわけですけ

れども、その受託先についても、一番いいのは、私どもも地元の法人が一番いいんじゃないかというふうに考えておりますので、それを最優先に進めてまいりたい、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、禁猟期と、それから狩猟期の問題です。

禁猟期については、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、4月からおおむね10月ぐらいというふうに考えておりますが、ここは今までどおりの駆除をしていくという考え方で、当然、それに係る経費については委託の中で見るというような考え方で、その後の狩猟期、11月ぐらいから翌年の3月、冬期間という期間になりますけれども、この期間につきましては、きのうも答弁させていただきましたが、直接的な農作物の被害がないというふうな観点もあったのですが、ただ、農業者の皆様等々からのお話をいただきますと、やはり年間を通した中で駆除することによって農業被害が少なくなる。また、鹿の数が減少しているんだというふうな御意見もありますので、そういったことも含めて、先ほどの繰り返しにもなりますが、その負担も、皆さんに協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 続いて、学校の耐震改修について伺ひます。

文部科学省は、耐震化がおくれている設置者に対して、文部科学大臣から書簡を出すなど、今後も速やかに耐震化を進めようとしています。公立小・中学校施設の校舎など、耐震改修の状況では、平成28年4月、全国平均で98.1%と耐震化が進んでいますが、北海道は93%と平均より下回っております。

耐震化がおくれている主な理由として、児童・生徒数の減少に伴う学校の統廃合に関する住民合意に時間を要すること、市町村の財政が厳しい状況であること、次に、建物の老朽化から耐震補強工事よりも全面改修を検討していることなどにより、耐震化が進んでいない状況であると報告されております。

本市においても、小・中学校の耐震化率では、平成28年4月、67.9%と著しく低くなっています。この耐震化率を踏まえ、小・中学校の耐震化を進めていく上で、いつまでに耐震化を完了させる考えなのか。また、東高校の校舎も老朽化が目立ってきていますが、耐震改修に向けた考えはどのようになっているのかお聞きします。

次に、温根別小学校体育館の耐震改修と校舎の改修について伺ひます。

温根別小学校の体育館は古く、幾度かの改修を行ってきましたが、今回、耐震改修に向けて地質調査、実施計画を行い、平成29年度には耐震改修を計画されていますが、体育館と併設している物置を初め、渡り廊下の改修も含めた計画になっているのか、考えを求めます。

温根別小学校の校舎は、昭和60年代に建てられ、31年が経過しております。幾度か集中豪雨に見舞われ、温根別川が氾濫し、校舎が冠水したこともありました。地域にあった北温小学校、

白山小学校との統合により、温根別唯一の小学校であります。中学校が閉校してからは、温根別のコミュニティの核としての位置づけにあり、地域の事業を小学校の事業と合体させた運動会、町民文化祭、学芸会など、地域に根差した小学校であります。

平成27年には開校110周年を行い、校舎も31年が経過した中、壁のひびが目立ち、そこを伝わって水が校舎に入るなど、窓枠の周りの壁が、雨、雪の浸入により、冬、凍りつくと壁が剥がれ落ちるなど、子供たちにとっても危険な状況であります。教育委員会で現状を把握し、速やかな改修などを実施されるべきだと考えます。

以上申し上げ、これらの件について、教育委員会の考えを求めます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 学校の耐震改修についてお答えいたします。

本市の小・中学校の耐震化については、平成23年に策定した士別市小中学校適正配置計画に沿った形で進めております。しかしながら、本計画策定直後に発生した東日本大震災を受け、学校の耐震化は急を要するものとなり、計画を着実に進める一方、全ての校舎の耐震化が急がれることから、計画の見直しが迫られることとなりました。

現在、耐震化が必要な学校及び建物棟数は、士別西小が4棟、中士別小が2棟、温根別小の体育館が1棟、朝日中が2棟で計4校9棟であり、28年4月の耐震化率は67.9%となっております。

こうした計画見直しを受け、26年11月には、新たに士別市小中学校適正配置計画検討委員会を設置し、少子化の進行による児童・生徒の減少を見据え、一步踏み込んだ統廃合を計画変更の主眼とする提言をいただいたところです。この提言では、30年度に中士別小は士別小へ、また、31年度に士別西小を士別小と士別南小へ統合する内容であります。そこで、教育委員会としては、両校の学校関係者や保護者、また地域の皆様と協議を行い、現在、提言に沿った形の計画見直しを進めているところです。

温根別小体育館と朝日中は、本計画の中で、30年度から36年度までの第2期計画期間により整備を検討することとしておりますが、温根別小体育館は期間を前倒し、総合計画実施計画個別表に盛り込むことにより、29年度に耐震改修の予定です。

朝日中校舎については、今後の人口動態や保護者・地域のニーズを踏まえた上で、隣接の糸魚小体育館との共有化や、既存校舎の一部有効活用を想定し、改修や改築を検討することとしており、これらが完了することにより全ての小・中学校耐震化が終了する予定です。

また、士別東高校については、建物の構造上、耐震化の緊急調査対象とはなっておりませんが、築50年以上が経過し、老朽化も著しく、大規模改修または改築が必要と考えており、今後の公共施設マネジメント計画や総合計画策定時において、十分な検討を重ねていく考えです。

次に、温根別小体育館に付随し、校舎との渡り廊下にある建物については、老朽化が著しいため、建物規模や利用方法を検討し、体育館の耐震改修に合わせて改修することとしているところです。また、温根別小校舎については、建築後30年が経過し、老朽化が目立っている

ところであり、温根別地域からは、本年度の地域要望として外壁補修工事の要望もあることから、本市財政状況を考慮し、でき得る範囲の改修を検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 早い時期に改修を望み、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（谷口隆徳君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、一般廃棄物最終処分場建設とリサイクルセンター建設工事にかかわっての質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

リサイクルセンター建設は、土別地域の企業を含むことを条件とした制限つき一般競争入札により、極東開発・大野土建の共同企業体が15億4,440万円の価格で落札し、来年2月末の完成予定で工事が進められています。

一方、一般廃棄物最終処分場建設は、設計・施工一括方式の総合評価一般競争入札により、清水・岩倉の共同企業体を最優秀提案者として選定し、24億8,400万円で契約がされて、来年3月末までの工期として工事が進められています。そこで、工期も残り半年間となったところではありますが、今まで大きな課題も生じていないとお聞きしていますが、まずは現在の工事の進捗状況を伺っておきたいと思います。

次に、最終処分場建設は、地元業者が入っていない構成の共同企業体による総合評価方式だったことから、地元に対する地域貢献度が提案されていましたが、その内容と実績についてお伺いいたします。

受注した清水・岩倉JVの提案では、地元の雇用、地元企業の活用、地元資材の活用など、総体事業費で6億7,000万円、約27%を地元へ貢献するといった内容だったのでありますが、その実績はどうだったのか。現時点と、あと半年間の工期がありますので、最終的な今後の計画も含めた見込みもあわせてお願いしたいと思います。

次に、今回の定例会初日に、庁舎改築事業費として、実施設計と施工の一括発注方式に向けての発注支援業務委託料が、補正と合わせた債務負担行為が議決をされましたが、先月30日に開催された本庁舎整備検討市民委員会でも、この発注方式について、さまざまな意見が出されたようであります。建設するそのものが違うため、比較することはできないでしょうが、この最終処分場の建設に当たっても設計・施工の一括発注と同じだったことから、この方式はどうだったのか、行政として判断しているメリット・デメリットなどを伺うとともに、庁舎改築に向けた発注方式との考え方についても改めて伺いたいと思います。

次に、この施設の管理運営の考え方についてお伺いします。

今の最終処分場の維持管理は、直営による運営を行っているところではありますが、道内でも、一昨年より供用開始がされた留萌地域の同様な施設では民間に管理をさせているが、本市の

新年度からの新たな施設における管理運営の考え方をお聞かせいただきたいと思います。あわせて、施設の運営と大きく関連する収集業務についても、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、新しい施設が供用開始となった場合、今の分別収集に変わりはあるのでしょうか。

行政は、この10月から、市街地と朝日以外でも剪定枝の分別収集が始まります。これは、バイオマス資源堆肥化施設での副資材として利用するものですが、あわせて、士別市街区域においては、衛生ごみの分別収集が、同じく来月から始まるということで、今、住民に対しての説明会を実施しているようではありますが、改めて、この衛生ごみについての分別収集についてお教えいただきたいと思います。これは、新しい施設が供用されることを見据えてのことなのか、更には、来年の4月から新たな分別収集を考えているのかを確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、新しい施設の供用開始に伴って、私はこの時期に合わせて、ぜひ実施を要望するものがありますが、それは生ごみの専用の指定袋の変更についてであります。今の指定袋は、主原料樹脂が、いわゆる石油製品から成るポリエチレンであります。川西町の施設では、搬入された生ごみは、一度破袋機を通して袋だけを分離させてから、加圧混練式の本体機器に投入されます。それを植物由来の樹脂を原料とする袋にすると、生ごみとごみ袋を分離する工程が省かれると同時に、袋そのものの処分に費用が発生しないことから、コストの低減も図られます。更に、低炭素社会の実現に向けて、身近なものから環境負荷の少ない素材を導入することで、一層の改善が図られると思うところですが、いかがでしょうか。

生ごみ処理施設の供用開始時には、ポリエチレン製品と植物性商品とでは、価格の差や日もちの関係などから、市民の負担が大き過ぎるとして見送られた経緯がありますが、今では、更に品質改良がされて、より安価な製品も出てきているところでもありますので、新しい最終処分場の完成に向けて、市民の意識が高い時期に合わせて、今回変更することがよい時期と思われるので、ぜひ検討をお願いしたいものですが、お考えをお聞きし、私の質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えします。

最初に私から、工事の進捗状況及び請負業者における地域貢献度について答弁申し上げ、新施設の管理運営の考え方、新施設における分別及び生ごみ指定袋については、市民部長から答弁申し上げます。

まず、工事の進捗状況についてです。

工事2年目を迎えている中で、最終処分場については、4月から被覆施設の鉄骨工事、5月からは屋根工事、6月以降、擁壁及び底面部の遮水シート工事等を実施しており、8月末時点での進捗率は、計画の80.1%に対し、79.6%の実績となっています。

リサイクルセンターについては、4月から外壁工事や機械設備工事、プラント据えつけ作業

等を行っており、8月末時点の進捗率は、計画の79.8%に対し、79.8%の実績となっており、両工事とも、ほぼ計画どおり進んでいる状況です。

今後においては、10月に建築確認完了検査や消防検査、11月には性能試験を予定し、12月末にはおおむね本体工事が完了する予定であり、特に大きな課題もなく進捗しています。

次に、請負業者における地域貢献についてです。

最終処分場建設工事では、総合評価において、約6億7,000万円の地域貢献の提案がありました。本年8月末時点での内容としては、下請等の施工費2億400万円、生コン等の材料費2億5,400万円、事務職員の地元採用や調査・電気工事費用等の労務費600万円、飲食費、宿泊費、現場経費等の経費5,200万円で、合計5億1,500万円となっており、今後の工期内において同様な取り組みが予定されていることから、最終的には提案額に達するものと考えています。

また、社会貢献による西小学校敷地内の排雪作業を初め、ハーフマラソン大会への参加や交通誘導員の協力、本市のPRとして、受注事業者の本社や現場事務所へのパンフレットの配架とポスターの掲示のほか、士別商工会議所の特別会員加入などの貢献もいただいています。

次に、設計・施工一括方式についてです。

最終処分場建設工事では、大規模で専門的技術が要求される施設でもあることから、設計・施工における責任の所在を明確にするとともに、民間事業者のノウハウや専門的技術力の活用による性能・機能面の品質確保とコスト縮減を図るため、設計・施工一括方式を採用しました。この方式のメリットとしては、提案者の得意とする高い技術が反映されることのほか、設計に関する疑義照会や確認協議が省かれ、円滑な施工が可能となったことや、詳細設計協議を十分行うことができた点が挙げられます。

一方、デメリットとしては、入札説明書や要求水準書の作成、評価方法や基準の決定など、入札に至るまでの準備作業が必要であることなどが挙げられます。

本施設の整備に当たっては、提案者からは、市が要求する水準に対して創意工夫を加え、水準を上回る提案がなされており、落札者においては、信頼の高い技術による安全・安心な施設整備が進められているところです。こうしたことから、設計・施工一括方式については、建設する施設によっては今後も有効な発注方式の一つであると考えており、このたびの庁舎の改築に当たっては、制限のある事業費と厳守しなければならない事業スケジュールを実現できる方式として検討を進めてきたところです。

本市ではこれまで、公共調達基本指針にも示しているとおり、地域経済の活性化と地元企業の育成に向けて、地元企業に対する優先発注を行うとともに、競争性を確保することにより、安全で質の高い工事の確保に努める中で、地元でできることは地元での方針を堅持してきました。今回の庁舎改築に当たっては、特に入札不調などによる事業の遅延や事業費の増大などを防ぐ必要があり、このことはすなわち、市民の利益を損ない得るリスクの回避のためでもあることから、行政としての責任を果たし得る事業手法を選択していく必要があると考えています。

そのためにも、今定例会初日に補正予算として議決いただいた発注支援業務の中で、確実な

業務の遂行と地元企業の参入・参画が最大限可能となるよう検討を進め、最も望ましい発注方式を選択してまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から、新施設の管理運営の考え方、新施設における分別、生ごみ指定袋についてお答えします。

新施設の管理運営の考え方についてです。

環境センターの管理運営については、当面、直営により行いますが、リサイクルセンターについては、大部分が大型プラントによる作業となることから、円滑な稼働を図るため、数年間は技術支援について、プラントメーカーへの業務委託を予定しているところです。また、安定稼働後には、管理運営の委託について検討を行います。

収集業務につきましては、環境センター供用開始後も現体制での収集を基本とし、考えております。

次に、新施設における分別についてです。

環境センターでは、地球温暖化を招くメタンなどの温室効果ガス排出を削減するため、剪定枝や紙おむつ等の有機性廃棄物の直接埋め立てができなくなることから、剪定枝については、平成26年4月から士別市街地の分別収集を開始していますが、本年10月から全市へ拡大いたします。また、衛生ごみについては、10月から士別市街地の分別収集を開始し、29年4月から全市へ拡大する予定となっています。これにより、分別は22区分になりますが、現時点において、更なる分別については考えていないところです。

次に、生ごみの指定袋についてです。

現在使用している生ごみ専用袋については、バイオマス資源堆肥化施設の整備計画と並行して、サンプル袋の収集、各市の採用状況を調査、サンプル品のテストを実施し、決定しましたが、その際、生分解性ごみ袋については、ポリエチレン製のごみ袋と比較し価格が高いこと、袋の劣化が早いこと、分解後も石油由来の成分が残存するなど、市民負担と製造堆肥の品質を考慮し、ポリエチレン製の袋を採用したところです。

生分解性の袋の現状としましては、全ての成分を植物由来で作成した製品はほとんどない状況で、石油由来のものに植物由来の樹脂を1割から2割程度加えたものが最も多く流通しており、近隣の和寒町、剣淵町で使用されている生ごみ専用袋においても、同様の成分割合となっています。

生分解性袋に変更した場合、価格が約2.5倍となることや、分解温度、分解速度が堆肥化に適合するかなど、課題もあるものと考えています。このため、生分解性袋への変更は、現時点では難しいと考えますが、低炭素社会の実現に向けては環境に優しい素材の選択が求められ、今後、全て植物由来の成分を使用した袋が安定して流通した場合、改めて採用を検討したいと考えています。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再質問、2点させていただきます。

新しい最終処分場、リサイクルセンターができ上がっての管理運営の関係なんですけれども、部長のほうからは、直営という考えだということをお聞きいたしました。実際、今の、現時点での体制を見ても、最終処分場、更には収集業務で、収集業務は市街地だけは直営でやっていますけれども、正職員が3人しかいません。そのうち1人は、川西の生ごみの処理施設と兼務発令をしているので、実質、最終処分場と収集業務に当たっている正職員は2人と。そのうち1人が来年の3月には定年退職を迎えるという状況の中で、新しい施設も直営と言いながら、そんなに正職員が少なくていいのかと。正職員が余りにも少ない、責任の度合いも含めていったときには、新しい施設に向けては、当然、今よりも体制が増えるのかなという気はしますけれども、そういった意味では、スムーズに管理ができるように、正職員の数も増やしていく必要があるんじゃないかという気がいたします。

更には、リサイクルセンターのほうでは、機械の部分に関しては、技術の関係もあるので、施工業者、安定した場合には委託をするということだけれども、これ、地元の業者も全く携わっていない中で、安定したから、はいどうぞといっても、なかなか士別の業者、更には近隣の業者ができるものではないというふうに思いますので、数年後に安定してということであれば、やっぱり今のうちからでも、そういうかかわりを地元業者と持たせていく必要があるのではないかというふうに思いますので、直営でさせていく、今後を見据えたときに、正職員と嘱託・臨時職員のあり方や、更には機械管理に当たっても、地元業者をどうかかわらせていくのかということと、もう一つ、今の最終処分場では、本当に簡単な分別をつくも園の園生が担っています。これは障害者の方々の雇用の場として、貴重な場所ともなっているんですけれども、新しい施設になってから、そういったつくも園の園生たちの雇用の場の確保といった意味ではどう考えているのか。更には、そういった新しい施設で、今以上の障害者の方々に対する職場の提供ということが考えられているのかどうか含めて、全部で3点になりましたけれども、お伺いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑部長。

○市民部長（法邑和浩君） お答えします。

まず、管理運営の部分で、職員の体制の部分であります。

確かに、現体制におきましては、清掃センターに限れば、正職員は2人ということでありまして、臨時・嘱託、それからパートを含めまして、31人の職員で収集、それからリサイクル業務等を行っているところであります。正職員につきましては、毎日の朝における現場の指示でありますとか、それから、本庁との連携を含めた苦情の対応など、総括的な役割を担っているところであります。

それで、責任の度合いの部分でありますけれども、業務そのものがごみの収集、あるいはリ

サイクルということですので、現場のサイドにおいて、そうした本来の業務については、これはできている状況にありまして、職員については、それを管理するというか、総括的に役割を担うということでありまして、現体制においては、過度な負担、あるいは目が行き届いていないとかいったような不足だとか、そういった部分については、中ではいろいろやりくりをする中ではありますけれども、生じていないような状況であります。

それで、新たな処分場の建設後でありますけれども、これは今後、人事については当然、総務部局とも協議する中で決定していくこととなりますけれども、例えば、正職員に限らず、職員の体制自体については、これはリサイクルのほうでは、今度新たにプラントのラインも3つ配置して、動かしていくといった部分もありまして、これは今、プラントメーカーのほうから、参考的にではありますけれども、こういった数が必要ですよというものも示されておりますし、また、本市と同じプラントメーカーが請け負っている、幌延町にあるんですが、近隣の5町でつくっています西天北のリサイクルプラザというところもありますので、そういったところも視察しながら、体制については検討したいと思います。

更に、11月に性能試験も行いますので、その後において、具体的な職員配置、体制については、検討を行っていくというふうな考えをしております。

それと、地元業者のかかわりの部分でありますけれども、確かにプラントで専門というか、業者のプラントを導入するわけでありまして、そのために、稼働に向けては、その業者に委託をして支援を受けるということで考えておりまして、これは数年間という考えをしておりますけれども、安定稼働後において、今の請負業者がそのまま委託業務を請け負っていくのか、あるいは地元の業者がどこまでかかわっていけるのかといった部分については、ちょっと今の時点では、まだ未検討でありますけれども、稼働する中で、数年後の期間の中で、それらについては検討していきたいというふうに考えております。

それと、分別のリサイクルにおける、つくも園生の雇用の場の確保ということでもあります。

今現在、つくも園生については、最終処分場のリサイクルのほうで、これは安全な作業で、そして一部のスペースにおいて作業ができるということで、ペットボトルのキャップを外す作業を行っていただいております。それで、新たなリサイクルセンター建設後においても、これらのつくも園生の雇用の場については確保していきたいというふうに考えていますし、更には、今、ペットボトルだけですけれども、瓶の色分け、選別などの作業までも拡大していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） それでは、次に、災害に強いまちづくりということでお伺いいたします。

今回の災害関連につきましては、先日の渡辺議員と、ただいまの村上議員からの質問でもありましたので、重複しない内容で何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたし

ます。

まず、污水管から逆流しているかのように見える状況について、その要因を求めていましたけれども、個人宅の污水ます等からも浸透してくる水によって、道路に敷設してある污水管が満水状態になることで、マンホール内の空気圧が上昇し、噴き上げているように見えるとのことですので、これらの対策を早急に取り組むことは、個人敷地と個人財産でもあることから大変難しい内容と思いますので、今後の課題として押さえておきたいと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

災害があった場合の防疫に関する対応についてお伺いいたします。

住宅の床下・床上浸水の被害が発生したところについては、これらに消毒等の防疫の対応はもちろんです。先ほど言いました、污水管により噴き上げて浸水した個人の住宅周りや道路、公園といった箇所に防疫の必要性はないのでしょうか。対応されていれば、どの基準で、どの範囲までなのか、法的な指示とかもあれば、お聞かせいただきたいと思います。

次に、災害における対策本部についてお聞きいたします。

災害発生時、市職員は、災害応急対策や避難所における被害者対応など、市民の安全・安心に直結する役割を担っており、法令の定めにより、必要に応じて対策本部を置くことになっています。今回もこの本部の設置をしたところですが、職員の非常配備は、どの程度の配置をしたのでしょうか。原則として、第1から第3までの3パターンがあり、第1非常配置体制は、総務課及び各部課長、第2非常体制は、第1非常配置体制を含め必要職員、第3が、全職員によるものとしていますが、今回の災害における職員の配置は、どの体制をとって対応に当たったのかをお教えいただきたいと思います。

次に、この対策本部の業務分担は、職場の課ごとに班が組織されており、それぞれに業務の内容が決められています。そこで、各班において、業務の内容だとか作業工程なりを、確認とあわせた演習などをしたことがあるのでしょうか。その時々で対応も変わるでしょうが、例えば避難所対策班は、社会教育課、図書館、博物館、学校給食センター、地域教育課で構成されていますが、これらの職員が、実際に避難所となっている現地で確認作業などをやられているのでしょうか。災害時に緊急で避難所を開設するそのときに、鍵はどこにあるのか、蛍光灯のスイッチはどこにあるのか、停電時のときの対応など、その場で確認することは数多くあるはずですが、実際にやられているのかお伺いいたします。

次に、今の対策本部では、実際に災害が発生しているといったときに、現地で対応ができるものなのでしょうか。水が浸水しそうなときに、土のうでいいのか、幾つ必要なのか、ポンプのほうがよいのではなどなどは、技術職の職員でしかできないのではないのでしょうか。事務職員が現地に行っても、その判断はなかなかできるものではないと思います。更に、その技術職員の数は年々減少傾向にあり、特に施設維持センターは、業務の委託等により職員の数が激減しています。

今回は、3日間にわたっての対策本部の任務でしたから、職員も相当苦労されたと思います。

が、特に建設水道部の職員は大変だったと思われます。しかし、今回以上の災害となれば、職員の対応だけでは限界があるのではないのでしょうか。まだ農業などの被害状況の全部を把握できていない中で、全体的な総括はできていないと思いますが、対策本部を解いた時点での率直な意見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、防災組織についてお伺いいたします。

士別市地域防災計画には、災害時において、本部及び関係機関の職員をもって応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、本部長は各住民組織に対して次の協力を求めるものとするがあります。その協力要請事項は、1つに、災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護、2点目に、避難所の管理運営、3点目に、災害情報の収集と本部への連絡、4点目、災害情報の地域住民に対する広報、5点目、災害箇所の応急処置に関すること、そのほか3つの事項があり、その要請先として、日赤奉仕団とその他の組織とされており、その中には、自主防災組織、自治会、婦人会、青年団等については、その都度連絡をとり、協力を求めるとありますが、今回の災害では、これらの組織に要請をしたのでしょうか。あれば、具体的にお願いしたいと思います。

また、この中で、自主防災組織とありますが、全市的にこれが組織されているのは、どの程度あるのでしょうか。現状と自主防災組織に求めている内容はどのようなものなのか、あわせてお教えいただきたいと思います。

私は、降雨と洪水が落ちついた22日に、3出張所と朝日総合支所に、被害の状況を確認するために回らせていただきましたけれども、それぞれの取り組みに違いがあるものの、出張所に地区連の会長がつきっきりで情報の収集や対応をされているところもあり、自治力と申しますか、地域力の高さも認識をさせていただきましたし、出張所が地域の中で果たす役割といったものを感じ取ることができました。

しかし、これを市街地中央地区に向けると、一つの災害情報が一度に重なって入ってくることから、20日から21日にかけては、その対応に追われ、新たな被災への対応がおくれることはなかったのでしょうか。本庁における電話や、直接の要望件数や、そのときの実態などが、どのような現状だったのかをお聞かせいただきたいと思います。

情報の受け方、そして、それを迅速に処理して現地での対応につなげていくとした、しっかりとした体制が求められるというふうに思いますし、一方では、地域による情報の把握や地域での対応により、被害を最小限に抑えることもできるのではないのでしょうか。そういったことから、士別版の自主防災組織が必要と考えますが、これらに対する考え方をお聞きし、私の質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、災害に遭った場合の防疫についてです。

本市では、住宅床上浸水や床下浸水が発生した場合、汚水管の逆流によるものを含めて、浸

水箇所が乾いた後、できるだけ速やかに防疫作業を行ってきております。このたびの災害に際しても、被害を受けた住宅の現地確認を含め、8月22日から順次、消毒液の噴霧や消石灰散布などの防疫作業を行いました。

法的な取り扱いとしては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事が市町村に消毒命令を行うことになっており、今回の災害に対しても、名寄保健所長からの、床上または床下浸水した住宅への消毒を命ずるとの消毒実施通知を8月24日に受理しております。

なお、道路や公園については、法律上の消毒義務もないところであり、本市においても実施はしてきませんでした。

次に、災害対策本部の設置と職員の配置についてです。

本市では、災害対策基本法及び士別市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部の設置のもと、お話のように、3段階の非常配備体制などによって防災活動を進めることになっております。

そこで、このたびの一連の災害における職員の配置体制についてであります。

7月31日からの大雨の際には、日曜日であったことから、午前11時26分の大雨警報発表を受け、まず総務課職員が登庁し、情報収集・連絡を行う総務班を配備する第1非常配備体制をとりました。その後、上士別での豪雨の状況から、午後5時50分には災害対策本部を設置し、この間、現地対応を行っていた建設水道部の職員と全部局の管理職をもって、第2非常配備体制に移行したところです。

8月17日の台風7号接近時には、朝から大雨の予報があったことから、第1非常配備体制とあわせて、建設水道部によって、7月31日の被災箇所を含めたパトロールを開始したほか、市民部により、平成25年に被災した温根別と西士別の独居世帯への避難準備の呼びかけを開始するとともに、J A北ひびき温根別支所の避難所の開設準備を始めました。同日午前11時12分の大雨警報発表後、午後2時に対策本部を設置、速やかに全職員をもって災害応急活動を行う第3非常配備体制とし、夜間は各部管理職が市役所本庁と温根別出張所に泊まり込み、翌18日午前9時35分の本部廃止まで対応に当たりました。

また、20日からの大雨の際には、午前5時19分に発表された大雨警報を受け、第1非常配備体制をとり、午前8時の対策本部設置後に第3非常配備体制としました。その後は状況の変化に応じて、休息のための交代体制も構築しながら、全職員での対応のもと、24日の午前8時30分まで、対策本部を中心として災害対策に当たったところであります。

次に、業務分担による各班での演習や事前の確認作業についてです。

災害対策本部の業務分担は、本市の地域防災計画で担当する班の編成を課単位で割り当てていますが、これまで事前の演習や確認作業は、特に実施していない状況であります。これにつきましては、今回開設した避難所については、その多くが学校や社会教育施設であり、避難所対策班を担う教育委員会の職員は、それぞれの日常業務において施設の状況を把握しているた

め、開設・運営に当たっても支障はなかったところではありますが、より万全な体制にしていくためにも、今後は、各職場における役割の再確認と事前の備えを整えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、対策本部における現地対応についてです。

今回の災害で、特に20日からの大雨では、現地対応箇所が極めて多かったところでもあり、松ヶ平議員お話しのとおり、現場によっては技術職の専門的知識に基づく対応が必要と判断し、限られた職員数ながらも、人員調整によってチーム編成し、対応に当たりました。具体的には、建設水道部や経済部の技術職が中心となって現場の指示を行い、その指示を受けて、各部署から参集した各職員が土のう積み等の作業を行うとともに、技術職は、指示後速やかに次の現場に向かうよう、時間的効率化を図ってきたところでもあります。

また、建設協会や管工事業協同組合、各土木・建設企業の協力についても、事前に災害時を想定した体制を確認しているところであり、ポンプの設置などに多大な協力を得る中で対応したところです。

このほか、各地域の消防団はもとより、今回は、北海道開発局の現地情報連絡員の派遣、自衛隊の災害派遣、日本赤十字社による避難者への避難グッズの提供などの支援も受け、さまざまな状況に対応してきたところではありますが、今回の道内における災害状況を見ると、更なる機動力の確保と対応の工夫や改善についても必要であると感じているところです。

次に、住民組織等の協力についてです。

自主防災組織が設立されている温根別では、出張所と自治会や自主防災組織との連絡・調整のもと、更には消防団の協力も得ながら、各戸への巡回や情報の収集・周知に当たっていただいたところです。

中央市街地区では、あけぼの自治会自主防災組織が自治会内の全戸への注意喚起や巡回パトロール、市への危険箇所の報告や不安を抱える方への相談対応など、自主的な取り組みを実施されております。また、下士別自主防災会では、危険箇所への土のうの設置も行われ、上士別武徳自治会、東栄自治会の自主防災会でも、危険周知の連絡や巡回を行っていただきました。

このほか、多寄では、自主防災組織は設立されていないものの、消防団の自主的判断によるいち早い活動展開がなされたほか、出張所と各自治会との連絡のもと、パトロールや被害の情報収集、民生委員と連携した高齢者世帯等への声かけなどが行われたところであり、それ以外の自治会においても、緊急回覧などによって災害への備えの注意喚起がなされております。

本市の自主防災組織は、現在15団体が設立され、市内68自治会のうち31の自治会で組織されています。阪神・淡路大震災のときに進められた、地域住民による救助や減災・復旧活動が一つのきっかけとなり、地域力という言葉を生み出すとともに、その後の自主防災組織の結成へと進展してきた中で、みずからの地域はみずからで守るとの精神のもと、地域住民が一致団結し、防災機関などとの連携のもとに防災活動を行う組織として、全国的に拡大・定着してきています。平常時の防災知識の普及活動を初め、災害時における情報の収集や伝達、地域住民の

避難の実施などが展開されるよう、今後も全域での自主防災組織の設立に向け、働きかけていく考えであります。

お話のとおり、8月20日には、早朝からの1時間に約50件の電話が鳴り続け、職員の体制が整うまでの間は、電話への対応と、被害状況や気象情報などの情報収集を少ない人数で対応しなければならず、一時混乱した時間帯があったことは事実であり、特に同一地域内から同様の問い合わせなどが多かったことを考えますと、災害時における地域内での情報伝達の仕組みは必要と考えます。

一方、一連の災害の終息後、初めて自主防災組織を機能させたが、地域住民がお互いに声をかけ合うことで、不安を抱えていた家庭から感謝されたとの声や、自主防災組織が活動する上で、対策本部との正確な情報共有が必要とのお話もありました。

こうしたことを踏まえ、自助・共助・公助の考えを基本に、自主防災組織の体制充実や対策本部と自主防災組織との連携などを深める取り組みを進めて、今後ともしっかりと、そういった体制をとってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再質問をさせていただきたいと思います。

自主防災組織、68自治会のうち31自治会ということで、まだ半数以上ができていないということで、ぜひこの設立に向けて、行政の更なる御支援をいただきたいというふうに思うんですけれども、それで1点、自主防災組織がどの程度まで権限を持つか。周知云々を含めてなんですけれども、私の近くで、東8条北3丁目東広通、もちろん低いところがあって、あつという間に膝上まで浸水して、道路が冠水していました。その近くの住宅では、半地下の車庫で、一生懸命ポンプアップして、水が入ってくるやつを受け出していると。そこで、車がやっぱり通ってきたら、勢いつけてだつと来るので、片一方で水を吐き出しているのに、水が一層入ってきちゃうんですね。

これが膝上になると、非常に通行車両も危険だというふうに思うので、私はそのときに、とめたらいいんじゃないか、通行どめにしたらということで、そのときは建設のほうに、水道部に電話をさせていただいたんですけども、やっぱり南のほうでは実際に、そんなに水たまっていないだろうということで走っていた車がストップして立ち往生したというケースも今回出てきていますので、ぜひ、自主防災組織、収集、伝達、声かけもそうですけれども、やっぱり危険箇所、一番察知するの、地域の住民だというふうに思いますので、そういった権限も含めて、自主防災組織にお願いをするといった考え、自主的避難というものなかなか難しいでしょうけれども、そういった地域での判断というものもぜひ、行政側の受け方も含めてなんですけれども、危険性が高いときに、自主防災組織にどの程度まで権限を持たすかということもあるんですけれども、今の段階で、そんな具体的な例ということはないでしょうけれども、将来的に向けた自主防災組織、更には通行どめする権限というのを地先に与えるといった、そういった

考え方が今後できるものなのかどうか、ちょっと含めてお願いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織の、先ほども副市長からの答弁で申し上げたとおり、何とか、今半分程度ですので、全域にということを考えています。

そこで、実際の例を挙げていただいて、権限をどこまで持たせていくのかというお話がありました。お話のとおり、今、まだ自主防災組織も、いろんな形で模索をしながら動いていただいているという状況もありますので、具体的にどこまでということは申し上げられないところもあります。またそれは今後の検討事項だと思っておりますが、例にありました通行どめに関しては、一つには公安委員会の判断、そして、もう一つは道路管理者の判断ということが、基本的に法律上も決められています。ですから、今回、幾つかの市道、通行どめしている箇所もありますけれども、そういった場合は公安と、道路管理者である市と連携とりながらやっている。あるいは、道道も一部、非常に通行が危険な箇所が生じた例があったんですけれども、その場合も私どもから、道道の管理者である旭川建設管理部の士別出張所に連絡を入れて、対応をとってもらったという状況です。

実際のところ、やはり交通規制をかけるというのは、今の段階では住民の皆さんに、これを判断いただくというのは難しいのかなと思っております。そういった場合は、まずは市のほうに御連絡をいただいて、確かに今回、速やかな対応というのは、十分できたかどうかわかりませんが、市のほうでその状況を見て、公安委員会と、警察と協議をしながら判断していくというのが、まず基本になるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 今回の災害に向けて、点検作業も含めて、この後たくさんあるかと思っておりますけれども、地域住民の意見などを聞きながら、しっかりと取り組んでいただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を挟み、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時33分休憩)

(午後1時30分再開)

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、牧野市政7年間の総括について取り上げます。

ここでは、牧野市長が掲げた2つの大きなスローガンについて検証を試みるものです。

まずは、「子育て日本一」のスローガンについてです。

この7年間、子ども夢トークや子ども議会の実施に始まり、子どもの権利条例の制定、あいの実保育園やあけぼの児童センターの新築、最近のハッピーマタニティー事業まで、多種多様な施策に取り組んできたことは、私を含む多数の市民が評価しているところです。しかし、であるからこそ、今後、牧野市長が仮に3期目を望むにしろ、ほかのどなたかが市長に就任するにしろ、子育て施策に関して、現在の水準から後退させたり、日本で3番目くらいでいいやとかいうことはあり得ないと考えます。

ということは、すなわち、何をもって日本一なのか、どんな指標をもって日本一とするのか。それを今のうちにはっきり定義しておかないと、日本一というかけ声だけが漠然と、ひとり歩きすることになりかねないわけです。次の市長が勝手に定義を変えて、何となく士別の子供は元気だから、子育て日本一だなどといういいかげんな話に陥らないように、この際、指標を定めておきたいものです。まずこの点について、どうお考えなのか知りたい次第です。

ちなみに、小学生まで医療費無料、中学生は入院費無料という本市の施策は素晴らしいものですが、近年になって、本市と同様の施策で追随したり、あるいは南富良野町のように22歳まで医療費無料など、より進んだ施策を取り入れた市町村もあるため、この件ではさすがに日本一とは言えなくなりました。そんな中で、子育て日本一と内外に誇れる指標をいかに打ち出していくのかを、抽象的でない表現であらわしていただきたいものですが、いかがでしょうか。

次に、「健康長寿日本一」についてです。

これは、牧野市長が2期目から掲げたスローガンでありますから、まだ3年というところです。今のところの成果としては、介護予防を目標としたサフォーク元気クラブなどが人気を博していることや、来月開館するいきいき健康センターでの各種取り組み、そして各種健康診断の受診率向上などが、成果としてあると思われまます。

そこで、健康長寿日本一について、問題提起を含め、何点かお聞きします。

1つ目に、高齢者以外の成年層向けの健康施策について、どういったものを行い、また行う予定なのかをお知らせください。思えば、成年層は生活習慣病に陥りやすいため、その防止を狙いとしたプログラムが必要なわけです。

2つ目です。運動習慣をつけるに当たって、士別はランニング、ジョギングだ、剣淵はサイクリングだなど、市町村ごとに分け隔てせずに、広域で共通のスポーツができる環境を用意すべきではないかということを提起いたします。例えば、剣淵町内の剣淵川左岸にあるサイクリングロードは、ちょうど本市との境でぷつぷつと途切れていますが、こういった状況でいいのでしょうか。

3つ目ですが、最近の広報しべつにおける連載、士別市の健康づくりの課題で、北海道大学名誉教授、須田 力氏が説いておられるように、健康長寿の数値目標が必要ではないでしょう

か。そのために、例えば愛知県みよし市などの姉妹都市と競争して、市民の運動量をはかったりするイベントを行ってはどうかと考えます。例えば、隣の名寄市では、こうしたイベントとして毎年、対戦相手の市町村を募り、チャレンジデーとして、市民の運動量を競っているところ です。

さて、この件のまとめですが、牧野市長の任期も残り1年。これら日本一を標榜する施策についても、いよいよまとめの時期に入りますし、また、牧野市長の最大の功績とも言える、市民からのさまざまな広聴事業についても、より高い次元に進みたいところだと思います。7年間取り組んできて、どんな課題が残っているのか、率直に述べられたく希望します。

例えば、地域での集会や懇談会に集まるメンバーが固定されてきたとかいう声には、どう対応するのか。また、どうすれば、日々の生活に忙しい子育て世代などの声をもっと集約できるのか。

思えば、2万人割れた人口の課題、官庁出先機関の撤退、市立病院の赤字、路線バスやJR宗谷本線の危機などは、誰が市長をされても同じだったとは思いますが、しかしながら、政治は結果に責任を持たなくてはならない厳しさを伴うのでありますから、牧野市長の政治責任もあることはあります。これらをどう反転していくのか。精神論ではなく、課題の分析をお願いしたいものです。そして、任期残り1年、どんなふう to 仕上げていくのかを語っていただきたいと思 います。

以上、よろしくお 願いします。 (降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 国忠議員の御質問にお 答えします。

最初に私から、子育て日本一と健康長寿日本一に関する総括的な取り組み、残り1年間の課題について答弁申し上げ、健康長寿日本一に関する具体的な取り組みについては、保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、子育て日本一の取り組みについてです。

私は、この地において、安心して子供を生み、育ち、育てるための子育て支援の環境づくりを進めるため、就任以来、子育て日本一をスローガンに掲げ、優しいまちの実現に向けた各種施策を積極的に推進してまいりました。

まず、全ての子供の成長や子育て家庭への総合的な支援を行うため、こども・子育て応援室を設置し、あいの実保育園の建設や一時保育の定員拡大、つどいの広場の拡充を行ったほか、小学生のみならず、中学生、高校生も利用できるあけぼの子どもセンター愛遊夢を開設し、子供の安全で健全な居場所の充実に努めました。

また、医療費については、北海道の補助基準を超えて、所得制限を撤廃した本市独自の無料化や拡大助成に取り組んできました。

更に、子どもの権利条例を制定するとともに、子ども夢トークや子ども議会を通して、市政への子供たちの意見反映にも努め、特に子どもの権利条例は条例の前文に、子供たちみずから

が表現した子どもの願いを取り入れた特徴的な内容としてきたほか、あけぼの子どもセンターについては、子供たちの意見や発想を随所に反映したところであり、まさに子供たちとともに進めてきた、子育て日本一の取り組みの成果となっているものと捉えています。

2期目においても、障害のある子の居場所を含む北地区子どもセンターの開設に向けた取り組みに着手するとともに、本年4月には、子育て支援センターゆらに保健師を配置し、妊娠から出産、育児に関する切れ目のない総合的な子育て支援の拠点整備を図るなど、支援体制の充実に努めています。

そこで、日本一の指標の設定についてですが、子供は地域の宝であり、全ての子供たちが士別で生まれ育ってよかったと思えるまちをつくることは私の責務だと考えており、子育て日本一のスローガンは、そのようなまちをつくるため、行政のみならず、市民一人一人が同じ思いを持っていただくために掲げたものであり、決して一つの指標の実現を目指したものではありません。

子育て支援は、限られた財源の中で、その時々社会情勢や子育て世代が置かれている状況の変化を的確に捉えるとともに、何よりも、子どもの権利条例にある、子供の最善の利益を第一に考えながら進めていかなければなりません。したがって、本市においては、今後も子どもの権利条例がある限り、子育て日本一の思いを持った子育て支援が継続していくものと確信しています。

次に、健康長寿日本一の取り組みについてです。

私の2期目のマニフェストで掲げた健康長寿日本一の取り組みとして、高齢になっても住みなれた地域で、健康で生き生きと生活できる施策の充実に努めるため、健康長寿推進室を設置し、介護予防事業や支え合い事業を初め、地区担当保健師制度の導入や健康づくり事業の充実などに努めてきました。

健康長寿にかかわる施策を総合的に推進することにより、平成26年度の国保特定健診の受診率は、道内35市の中で第1位になったところでもあります。また、介護予防や健康づくりに高い評価をいただいているサフォークジムやサフォーク元気クラブの更なる充実のため、リハビリテーション専門職を増員し、より多くの市民が健康づくりに取り組まれています。

更に、健康長寿日本一を目指す拠点施設として建設したいいき健康センターは、多くの市民からの御意見をいただきながら、来る10月1日にオープンしますが、今後この施設が、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、更には市民相互の交流事業などを通じ、より多くの市民が集う施設となるよう努めてまいります。

次に、残り1年間の課題についてです。

私は平成21年の就任以来、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実に努め、まちを元気にすることを常に念頭に置く中で、新たな発想のもと、やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの創造に全力を尽くしてまいりました。

そこで、現在、どのような課題が残されているかについてです。

まず、全国的な課題であり、とりわけ地方にとって、その存続にもかかわる人口減少や少子高齢化問題については、その進行を少しでも抑制するとともに、地方創生総合戦略に掲げた農業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化や子育て環境の充実など、総合計画とも連動させた取り組みを進めてまいります。

次に、地域の基幹病院としての市立病院の経営や、今後の医療ニーズへの対応が喫緊の課題であると捉えており、常勤医の体制も充実しつつある中で、改革プランを見直し、その着実な推進に努めてまいります。

このほか、地域コミュニティの再構築やまちなかのにぎわいづくりなど、マニフェストに掲げた取り組みの推進を図ることが必要と考えており、当面は、新庁舎の整備に向けて、事業費や事業期間の条件を満たしつつ、市民、地域全体にとって真に望ましい事業の推進に努めてまいります。

また、農業はもとより、医療や福祉に至る分野まで影響が及ぶとされているTPP問題や、地域公共交通崩壊の危機とも言われているJR北海道の問題などに対しては、道内自治体や北海道、関係議員などとの連携のもとに、その解決に全力を注いでいく所存です。

その一方で、本市財政基盤の確立は欠くことのできない命題であることから、中期財政フレームや、現在策定を進めている公共施設マネジメント計画を基本に、持続可能な財政基盤の構築に努めていかなければなりません。あわせて、高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくためにも、引き続き、市民の声を重んじ、「この地の一人の声こそ原点」を基本に、市民との対話に努めてまいります。

今後も、地域担当職員と地域の皆さんが連携した地域政策懇談会の開催や、まちづくりふれあいトーク、市長への手紙、市民の声ボックスなどで数多くの市民の声を伺い、可能な限り市政に反映していくとともに、重要な施策の推進に当たっては、子育て世代を代表する皆さんも含めたワークショップや検討市民委員会など、各界・各層の幅広い年代からの御意見をいただく中で取り組みを進めていく考えです。

特に、平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定に当たっては、多くの皆さんに参画いただきながら、今後のまちづくりの指針を市民の総意で作り上げていきたいと考えています。

私の任期も、残すところ1年余りとなりましたが、引き続き対話・調和・市民の輪を基本に、市民自治と情報共有を基本原則とするまちづくり基本条例のもと、元気なまちを築くため、職員はもとより、多くの人々の先見力、発想力、企画力、発信力、実行力を結集していく所存であります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、健康長寿日本一の具体的な取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者以外の成年層向けの健康施策についてです。

今年度からの事業として、30代の方で職場での健康診査の機会がない方を対象に、市が健康診査を実施し、受診された方全員に保健指導や健康相談を受けていただいています。40代からは特定健康診査を実施していますが、いずれの年代に対しましても、その結果に応じ、各地区の担当保健師や栄養士が、家庭訪問を中心とした保健指導や健康相談を実施しており、特に生活習慣病がある方については、その健診データから個別計画を作成し、理学療法士や作業療法士による運動指導も行います。

また、いきいき健康センターでは、健康相談事業の日曜日開催も予定しているほか、さまざまな専門職が健康管理システムや体組成計を活用し、高齢者に限らず、市民の生活習慣病の予防や生活改善事業に取り組んでまいります。

次に、広域で共通のスポーツができる環境についてです。

本市には、日本陸連公認の全天候型陸上競技場や、歩こう会が推奨するウォーキングコースなど、スポーツに適した環境が整備されており、多くの市民が健康づくりに汗を流しています。また、ハーフマラソンを初めオリンピックデーランなど、本市以外からの参加者も多く、市民との交流が図られています。

広域でのスポーツ環境としては、合宿用のランニングコースの一部について剣淵町を利用させていただいておりますが、スポーツ施設などは、基本的にはそれぞれのまちが、それぞれのまちづくりの歴史の中で環境整備を図ってきたことから、既存環境を最大限活用する中で、健康づくりに関する施策を進めてまいります。

また、広域的な運動施策については、運動の動機づけとして意義あることと存じますので、今後、名寄保健所を中心に、道北8市町村の保健師が定期的集まる保健事業活動を協議する場などにおいて意見交換を行ってまいります。

次に、健康長寿の数値目標についてです。

健康寿命を延ばすためには、市民一人一人が自分の体の状態を理解し、みずからの健康をみずからが守るという意識を高めていくことが重要であります。健康づくりを市民運動として取り組んでいくために目標を設定することは意義深いことと考えており、国忠議員のお話にありました須田先生からも、市民一人一人が実行可能な個別の数値目標を意識することが健康づくりへの励みになるとの御提言もいただいているところです。

したがって、数値目標の設定について、全市共通のものがよいか、あるいは個別目標がよいか。加えて、目標値を何に基づく数値にするのがよいかなど、市民運動として定着する数値目標のあり方について、地区保健師活動や健康学習活動、保健推進員や食生活改善推進員等の会議、更には関係機関との協議などを実施して、早急に調査研究してまいります。

次に、運動量を競い合うなどのイベントについてです。

議員御提案の運動量を競い合うようなイベントは、運動をする動機づけや楽しさにつながるものと考えますが、運動習慣を生活習慣病予防の観点から考えますと、まずは自分の体の状態

をしっかりと把握した中で、その状態に合わせた効果的な運動を一過性ではなく習慣づけることが肝要と考えますことから、まずは年齢や体の状態に合わせた運動習慣の推奨に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 市長からいただいた答弁について再質問いたします。

子育て日本一について、子どもの権利条例を定めたので、それがあから、基本的には子育て施策が後退することは余り考えられないという答弁だったと思います。私も同意します。まちづくりについても、まちづくり基本条例をつくったから、突然、まちづくりについて市民の声を聞かないなんていうことはあり得ないということだと思います。

それは実は議会も同じで、この間、議会基本条例をつくりましたので、議会の改革が後戻りするとかいうことは考えられないと思うんですけども、ただ、世の中にはランキングというものがありまして、私も余りランクづけて好きじゃないんですけども、やっぱり議会なんかは特に、最近、今、富山市議会なんかちょっと問題になっていますけれども、非常に不祥事が多くて、議会改革度についてランキングづけするのがはやっている。以前は、本当に議会の業界紙だけが、改革度ナンバーワンとかナンバーツーとかというランキングを出していたんですけども、今はビジネス週刊誌とか、週刊東洋経済とか週刊ダイヤモンドとか、そういうところにも地方議会の改革度ランキングが載ったりするから、私たち、この間、私も含めて、いろいろ基本条例づくりしたり、議会中継したりとかと努力したつもりでも、さすがに日本一とは言えないですよ。自称することはなかなか、やっぱりできない。それはランキング、各種ランキングで士別市というの、残念ながら、上のほうにまだ載っていないという状況があるので、なかなか議会改革日本一とか自称できないですね。

7月ですけども、そういうランキングの常連の十勝の芽室町議会なんか見てきましたけれども、やっぱり非常に試行錯誤されていらっしやると。だから、士別市も、市長が子育て日本一、健康長寿日本一と言ったときに、私は、それに逆方向のことをやっているとは全然思わないですけども、ただやっぱり、世の中そういう客観的な評価とか、第三者評価とか、住みやすさ、住みやすいまちランキングとか、子育てに優しいまちランキングとかというのをつくる人もいるし、そういうのがやっぱり、何らかの指標になったりしちゃうということですよ。

だから、そういうことに一喜一憂する必要はないと思いますけれども、やっぱり市長、残り1年の間でもいいので、そこら辺もうちょっと、いいまちランキングみたいなところに士別は入るべきだし、ちょっと、そういうところに対して名乗りを上げるというか、とにかく外に向かって、やはり士別は日本一だよと、日本一を目指しているし、また、そうなりつつあるんだということをぜひ発信していただきたいと思いますけれども、いわゆるそういうランキングと、自称、自分で宣言した日本一ということの関係について、ちょっとコメントいただけますでし

ようか。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） まず一つは、子どもの権利に関する条例が制定されています。あと、まちづくり基本条例も制定されています。これは条例でありますから、これはまず、国でいえば法律なわけですよ。ですから、例えば首長がかわれば政策も変わると、マニフェストによって変わるというお話もあるのでありますが、私は、そう簡単に変わるものではないと思うんですね。なぜならば、やはり行政と議会というのは車の両輪でございまして、やはり議会はチェック機能があるわけだし、あるいは議決機関でもあるということで、そういった意味では、例えば子どもの権利条例に関する子育て日本一の関係、あるいは健康長寿の関係なんかについても、お互い議論しながら行っているわけですから、議会のチェック機能も含めていけば、これは首長がかわれども、この政策がなくなったりするようなことにはならないというふうに、私は一つ思いますね。

それと、ランキングをつけるのは、これは易しいといえば易しいですよ。例えば、子ども・子育て日本で医療費無料、例えば25歳までにしたとか20歳までにした、これは日本一だとか、すぐ結果が出るわけですよ。あるいは健康長寿日本一についても、土別は平均寿命が、例えば日本一であるだとか、あるいは健康寿命が日本一であるだとか、これは目標を持って進めればできることなので、こういうランキングは簡単ではあるけれども、しかしながら、子育てだとか、あるいは健康長寿ということで行くとすれば、これは、みんな市民がその目標に向かって活動して、私は初めて日本一になれると思うものでありますから、ですから、その指標というものについては余りこだわっていないんですよ。

ですから、そういった意味では、私は、今、国忠議員お話しのとおり、議会なんかについては、逆に言えば、この分野について改革して日本一を目指そうじゃないかというようなことについては、私は非常に、そういった目標を持ちながらやれると思うんですけれども、行政については、多種多様化した数多くのものがありますので、みんなで日本一を目指していきたいと、こう思うんですね。

一つ言えますのは、今、わんぱくフェスティバルというのが、今年20回目行われました。私は毎回お邪魔しているんですが、これは子供たちが企画運営を全てやるわけですよ。体育館の前庭で全部やるわけですよ。そこに、土子連の皆さん方を含めて、みんなでボランティアで支援をしながらやっていると。そういった、やっぱり子供たちを育て、自分たちも育つんだという、そういった取り組みというの、私はこの分野でいえば、北海道でここまでやっているところ、私はないと思うんですね。ですから、いろんな取り組みはされていると思うのです。

私は、残された1年間で何をやろうとしているかという、新しい総合計画です。これは今までは、土別のまち全体を一本として、基本構想、基本計画、実施計画、積み上げてきたんですが、私は、やはり合併したまちでありますから、朝日、上士別、多寄、温根別、まちなかの農村部、まちも学校区単位で北、南、西と全部で8ブロックに分けて、それぞれしっかりと議

論しながら、その地域の持っている資源だとか財産だとか歴史、そういったものも含めて、目標と実施計画をつくりましょうという形のワークショップ形式でやろうと思うんですね。

私は、そういうところに市民がみんなで立ち上がって、そして、我がまちをみんなでつくってこうというようなものにしたいと思っているので、私はいつも申し上げているんですが、地方があって初めて国があると。地域が元気になって、北海道、日本が発展するんだという理論を持っていますので、そういった意味では、各地区が発想を持って、元気になって士別市を発展するというような取り組みに、この1年間を、その後も全部行うのでありますが、新しい視点で総合計画づくりを続けてやっていきたいと、そんな思いでいるところでもあります。

よろしいですか。もう少し何かありますか。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） すみません、再々質問させていただきます。

基本的に、ランキングみたいなものに余り一喜一憂しないというか、変な例ですけども、例えば今、日本一赤字で再建している某市が空知にありますけれども、何かこう、みんなが病院にかからなくなったから健康だなんていう調査結果が出たりしているんですけども、結局あのまちは、人工透析だとか必要な人は全部札幌だとかに出ちゃっているから、重い病気の人がまちに残れなくなったから、残ったのは割と体の健康な人が残ったから、このまちは健康度が上がったみたいなことを言っているマスコミがあるんですけども、やっぱりそれは違いますよね。

だから、私も余り、ランキングに一喜一憂する必要はないと思うんです。ただ、ちょっと思ったのは、市長の日本一を掲げたときに、言ってみれば内向きなところがあるのかなと思ったんですね。だから、市民の何でも発言するようになった度合いはすごく大きいし、やっぱり、私は市民が積極的に物を言うようになったのは、市長の功績だと思っているんですけども、何か外に向けて、日本一だからおいでというような、そういうPRもぜひやってほしいというのが一番言いたかったことですので、その点、もしよろしければ、言及していただければと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再々質問にお答えいたします。

ランキングでいえば、私、指標というのは、市民みんなでその目標に向かっていくということで、例えば、みずからの職業を通じたり、地域活動を通じて、そういう形で子育て日本一、健康長寿日本一を掲げているんですが、ただ、健康長寿についていえば、私が今職員に言っているのは、健康長寿日本一を掲げて3年たつわけですよ。マニフェストでですね。この3年間で、市民がどれだけ健康長寿で寿命が延びているのか。そういったことについて、やっぱりしっかりとチェックをしていかなきゃならんと。

この指標というのは、やはり年次計画で持ちながら、市民みんなで目標に向かって、自分が元気でいるんだというような取り組みは、今度新しくできるいきいき健康センターなんかも含

めて、具体的に取り組んでいこうと思うんですね。ですから、そういったような、ランキングという言葉ではないんだけど、健康寿命を延ばしていった、士別は旭川、この管内の中で、あるいは北海道の中でもこのぐらいいっているんだという、いくんだという、そういう目標なんかは当然必要でありますので、こういったものについては、具体的に指標といいますか、これを掲げながら、これからやっていきたいなど。それはもう既に、職員にはそういう指示はしているんですよ。

ですから、具体的に、ランキングという言葉ではないんですが、指標を持って、具体的に進むべきものは当然ありますし、そのものについては、市外に、他のまちに対してもアピールしながらやっていかなきゃなりませんし、特に合宿の里なんかは、まさにそのとおりでありますから、そういった取り組みを含めて、進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 次に、8月豪雨水害と災害広報のあり方について取り上げます。

今回、私の前に、3人の議員がこの件について質問されていますので、もし重複となった部分があれば、おわび申し上げます。

8月20日土曜日は、ちょうど降雨のピークだった早朝の時間帯にリオデジャネイロオリンピックの生放送が最高潮であったため、ふだん多くの人が視聴習慣のあると思われるNHK総合テレビで、定例の6時55分の詳しい天気予報すらオリンピック中継で潰れる状況でした。その後、昼ごろになってようやく、テレビがL字画面になって豪雨情報が表示され、士別市の避難勧告、避難指示も出ていましたが、既に市街地南側の浸水はピークを過ぎ、いわば後づけ情報でしかありませんでした。そんな中で、身近な被災状況もわからず、避難勧告も出ない中、市街地では、ほぼ災害未経験で前代未聞だった地区が、あっという間に浸水し、当事者は何から手をつけたらいいのか混乱状況でした。

私自身は、午前9時から11時ごろまで、西2条12丁目周辺の被災地区に入り、床上浸水の場合は直ちに市役所災害対策本部に連絡・通報して支援を頼むべきことなどを、ハンドマイクを持って徒歩で知らせて回りました。この間、市役所の職員も泊まり込みで、大変お疲れではあったと思いますが、そのときの教訓から何点か質問いたします。

まず、市の広報カーの巡回についてです。

被災地区では、8月17日、つまりこの災害3日前の天塩川まつり一部中止では、わざわざ広報カーが来たのに、これだけ被災しても広報カーが全く来ないと言われていました。この実情について説明をお願いします。

そして、当日、水は流していいのだろうか、トイレ、台所、洗濯機、浴室は使っていいのだろうか、冠水地域で口々に聞かれました。この点からも、広報カーなどを運行すべきと考えますが、実際、家庭排水についてどうしたらいいのか、この際お示しください。

次に、避難をちゅうちょする問題、すなわち、もし避難勧告や避難指示が出ても、うちは

犬・猫がいるから避難所には行けないという市民が、特に市街地には多いことがよくわかりました。この春の熊本地震でも、ペット連れの被災者は車中泊する人が多く、その結果、エコノミークラス症候群になる人がたくさんいました。本市でもこの際、避難所とペットの関係について、あらかじめ基準を示しておくといいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

3点目は特に大事ですが、市内や近隣の正確な被害状況が全くわからず、うわさやロコミでしか伝わってこないということです。うわさのいわく、線路西は意外と大丈夫だったくらいならまだしも、名寄は下流だからもっとひどい被害がある。更に、風連日進では人が流されたなどに至っては、もうデマや流言飛語と言わざるを得ません。災害対策本部は正確な情報をメディアで流すという役割もあるはずですが、農村部の戸別受信機での放送を含め、この点はしっかり取り組めていたのでしょうか、お答えください。

ちなみに、浸水したあるお宅では、テレビはまさに被害中にはオリンピックなどやっていて、その周知はできなかったのに、浸水した後になってから取材だけは熱心に来ると皮肉っていました。

4つ目ですが、そこで、地域FM局の必要性が出てくるのではないかとということです。

東京発、札幌発のメディアが、災害当日はオリンピック報道や甲子園で決勝進出した北海高校の野球情報に塗り潰された中、名寄の地域FM局はローカルな災害情報を発信する点で、かなり威力を発揮したとのこと。私は、以前から何度も市議会で、その必要性を説いていますが、本市全域への中継には経費が多額にかかるという理由で、積極的答弁をいただいたことはありません。しかし、今後の災害対応を考えると、とにかく本市市街地だけでも、このラジオ局をネットする必要があるのではないのでしょうか。

8.20水害の件、最後に浸水世帯への支援についてお伺いします。

各世帯の私有財産は、火災保険などで守るしかないのは理解できますが、災害当日のポンプによるくみ上げに始まって、一定の支援は本市として行うべきものと考えます。どんな支援を行ったか、また、何をこれからも継続して行うべきか伺うものです。

次に、8月23日火曜日の台風11号接近による小・中学校臨時休校措置についてお答えを求めます。

まず、全校臨時休校の決定主体は、教育委員会だったのではないかとおもわれますが、その休校の連絡をしたのは、学校以外にはどこだったのでしょうか。少なからず影響を受ける市内の各保育園に連絡しなかったと思われませんが、その理由は何なのか、お答え願います。

例えば、私が勤務しているこぶたの家保育園では、全校臨時休校について知りませんでした。22日の夕方近くになって、学校教職員からの個人的な電話で知った次第です。いわく、児童・生徒は臨時休校だけれども、教職員は全員出勤だから、うちの子供を預けたいので保育園は休まないでほしいというものでした。こういうのを私たち保育関係者の一部は、言葉は大変よくないですが、学校エゴと呼んでいます。どうして教職員の子連れ出勤を認めるなり、就学前の子供がいる教職員は欠勤しても可ということにしなかったのでしょうか、お答え願いたい

と思います。

次に、朝日地区を除く市内3児童館のふだんの学童保育人数と23日の実際の保育人数を、実数と割合で示されたく思います。

なぜこんなことを聞くのかと申し上げますと、先ほど述べた教職員からの要望電話に続いて、市内幼稚園の園児保護者から、あした8月23日は一時保育やっていますかという問い合わせ電話が数件あって、最後に夕方遅くなって、児童館が預かってくれないから小学生を預かってほしいという電話が何件も入ってきたのには、正直、大変に驚いたからです。事情をよくよく聞くと、あしたは自宅待機が建前だから、基本的には学童保育をしない、どうしても無理な場合のみ預かると児童館は言うのですという保護者からの話で、私はあいた口が塞がりませんでした。

自宅待機が建前などといって、小さな子供に1人で留守番させているうちに避難勧告や指示が出たり、最悪、南富良野町のように家が流されたりして、万一、子供が1人で犠牲になったら、どうするのでしょうか。こうした場合、端的に市の責任になるのであり、大変危険な行為であると思います。

結局、こういった、いわゆる学校エゴや児童館の都合のために玉突き状態になって、8月23日は、こぶたの家保育園が多くの子供の最終受け入れ先になった次第です。認可外で、しかも築60年以上の老朽化した保育園が、築3年余りのすばらしい児童センターよりも災害時の子供の居場所として適切だとは、我ながら全く思えません。

説教のようになってしまいますが、臨時休校と宣言したら、子供が自動的にどこかに行ってしまうわけではありません。休校を決めた後のフォローまで、どうして市はやらないのか。そこを私は問題にしています。その点をしっかりフォローし、緊急時の保育の保障を行ってこそ、初めて子育て日本一だと自称する資格があるのだと思います。が、いかがでしょうか。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に私から、市広報車の巡回を初め、住宅浸水世帯への支援についてまでの御質問にお答えし、学校の休校措置と保育の保障については、教育委員会と保健福祉部長から答弁いたします。

初めに、広報車による周知が行われていなかったとの御指摘がありましたが、8月20日には、多寄において集落排水の流れが悪くなったことから、水道等の使用を控えていただくよう広報車で呼びかけたほか、内大部浄水場での取水停止に伴っては、給水地区の中士別、上士別、武徳において、節水の呼びかけのため、広報車を巡回しました。また、22日には、中士別、上士別と中央市街地西地区において広報車を巡回させ、台風9号の接近による低い土地への浸水や河川の増水に対する注意・警戒を呼びかけたところです。このほか、17日の温根別における避難勧告や21日の中士別、上士別の避難指示などの発令の際には、消防車両の出動を要請し、避

難に関する広報を行いました。

広報が可能な車両の台数も限られており、市内全域を網羅するような対応が難しいため、防災無線などの届きにくい地域や、避難勧告、避難指示などの対象地域を重点的に巡回したことから、お話のように、広報車が近くを通っていない場合もあったと考えられます。さまざまな情報伝達手段に加え、広報車による情報伝達も有効な手段の一つですので、今後も可能な限りの工夫をしてみたいと考えています。

また、冠水した地域などでの生活用水の使用についてですが、20日は、朝からの大雨の影響で下水処理場や排水管が満水状態になったことにより、広範囲にわたって、トイレや流しなどの生活排水が流れにくくなりました。このため、必要以上に水を流してしまう場合もあることから、中央市街地を範囲として、防災無線で必要最低限の使用を呼びかけるとともに、電話での問い合わせに対しても同様の協力をお願いしてきたところです。

なお、このことに関して、広報車による周知は行っていないところであり、今後の周知方法については検討が必要と考えています。

次に、ペットを飼っている世帯の避難についてです。

今回、避難に関する発令をした際に、ペットの同伴に関する問い合わせもあったほか、避難勧告や避難指示が発令されても避難しなかった方の中には、その理由の一つとして、ペットを残して避難する考えはなかったとお話も伺っているところです。

国忠議員のお話のとおり、多くの災害でペットの問題も取り上げられており、家族の一員としてペットを大切にされている気持ちも理解するところですが、現実的には、東日本大震災などを含めて、避難所でのペットをめぐるトラブルも多いと報じられている中、避難している方の理解が得られるか、避難所とする施設での受け入れが可能かなどの課題も多くあり、まずは他の自治体の状況等について情報収集していくことが必要と考えています。

次に、被害状況の情報発信についてです。

情報発信については、まずは人命を第一に、次いで、市民の財産などを守るためとの視点で、警報等の発表や避難情報の発信を優先すべきと考えています。更に、北海道への報告や報道機関の問い合わせに対しては、正確に被害状況などを伝えているところであり、市民に対して直接的に周知する取り組みは行っていません。本市における被害状況について、その情報の伝達・共有が必要と考えられる場合は、正しい内容で情報が伝わるように努めていきたいと考えています。

次に、地域FMについてのお話がありました。

災害時の情報伝達については、多様な手段の活用が有効と考えており、ラジオもその一つであると認識しています。地域FMであるA i rてっしに関しては、以前の一般質問でもお答えしたとおり、中継局の設置が必要であり、相応の費用負担も生じることになります。今回の御提言では、士別市市街地だけでも聴取できるようにとのことですが、全域ではなく一部の地域だけ聴取できる状況をつくってしまうことは、公平性の観点を含めた課題もあると考えていま

す。Airてっしの活用は、防災以外の面でも有効な情報伝達媒体になるとは思いますが、現時点で速やかに対応することは難しいと考えています。

次に、浸水した世帯への支援についてです。

これまで同様、今回の災害においても、浸水による住宅被害が発生、またはその可能性が高い場合については、排水ポンプや土のうの設置などの対応を行っています。また、浸水による罹災後の支援としては、罹災証明の発行はもとより、罹災によって発生した廃棄物の処理に対する減免措置を講じているほか、住宅の消毒、いわゆる防疫作業を実施しています。

なお、今回は、罹災証明が必要な方のうち、高齢などの理由で市役所に来られない場合には、連絡をいただくことにより、職員が出向いて申請手続きができるよう対応してきたところです。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 小・中学校休校措置のうち、その連絡先と、子供を持つ教職員への勤務対応についてお答えいたします。

まず、8月23日の臨時休業決定時の連絡先についてであります。

臨時休業の決定は、台風や大雪などの悪天候により、登下校時に子供たちに危険が及ぶことが想定される場合に、教育委員会と校長会が協議した上で、子供たちの安全を優先し、判断するものであります。

今回の臨時休業は、台風の進路などを考慮して、8月22日午後1時に決定し、速やかに総務課防災担当、こども・子育て応援室や環境生活課交通安全担当といった関係部局のほか、土別警察署や上川教育局、また、児童・生徒の通学に関連する土別軌道と土別ハイヤーに連絡するなど、19カ所に情報提供を行ったところです。

そこで、各保育園に連絡していなかった理由についてのお尋ねですが、臨時休業について、まずは児童・生徒の居場所の確保が優先されることから、こども・子育て応援室から各児童館へ連絡することとしております。こうした中、保育園への直接的な情報提供は行っていませんでしたが、全ての子供の安全・安心の確保を最優先と捉え、今後、関係部署と調整を行い、しっかり対応してまいります。

次に、臨時休業時において、子供がいる学校教職員の勤務対応に関してです。

教職員の子育て支援については、平成27年4月に策定された北海道教育委員会職員子育て支援行動計画に、職員が安心して子育てをすることができる環境づくりが明記されおり、子育てに関して休暇を取得しやすい環境づくりが進められているところです。

そこで、今回の各学校の状況を確認したところ、臨時休業が決定した際に、自宅に子供だけを残すことができないため、教職員から休暇の申し出が4件あり、全て承認されています。また、教職員の家庭環境によっては、管理職から教職員に休暇を勧めるなどの対応をとり、児童・生徒の安否確認などの学校での業務体制を確保しながら、教職員本人の子供の状況を考慮した柔軟な対応が図られたところです。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、児童館の対応についてお答え申し上げます。

初めに、市内3児童館の通常時における学童保育人数、小・中学校が臨時休業措置となった8月23日の人数及びその割合についてです。

まず、本年6月一月の1日平均人数で比較いたしますと、あけぼの子どもセンターの受け入れ状況は、通常時57人に対し、23日は15人で、その割合は26%、ほくと児童館は49人に対し17人で35%、西児童センターは21人に対し7人で33%となっています。

次に、このたびの小・中学校臨時休業措置を受けての児童館の対応についてですが、現在、通常の学童保育は、就労等で常時留守家庭になっている、主に小学3年生までの児童を対象としています。それ以外の児童でも、一時的に保育が必要になった場合などは、随時受け入れを行っています。また、集団下校時や方面別下校時などを含む学校休業時の対応については、それぞれの状況下での学校との連絡体制や児童館での対応などの取り扱い事項を定め、各学校と情報を共有しているところです。

そこで、今回のような悪天候による臨時休業の場合の対応については、学校や教育委員会から連絡を受けた後、通常の職員体制を増員し、朝8時から開館するとともに、学校から家庭への指示として、児童が外に出ることが危険であるため、基本的には自宅待機となっていますが、家庭が留守になるなど保育が必要な場合は、保護者に児童の送迎をお願いして、受け入れを行うことになっています。

8月23日につきましても同様の体制をとり、前日の保護者からの問い合わせや児童を迎えに来られた保護者に対し、御説明したところです。学校休業時における児童館の対応については、これまでも保護者説明会などで周知しているところですが、国忠議員お話しの状況から判断いたしますと、災害当日や前日を含め、保護者への説明が十分行き届いていなかったものと認識しています。

このようなことから、一時保育を担っていただいている施設等への連絡体制を含めて、これら一連の対応について検証し、日ごろから全ての児童の安全を第一に考えた受け入れ態勢に万全を期すとともに、保護者に対しより丁寧な説明を行うよう、関係職員に対し指示したところです。今後も、地域の学校などもしっかり情報を共有し、広報紙やホームページのほか、保護者クラブ懇談会など、さまざまな機会を捉え、利用者にわかりやすい情報を発信しながら、児童館が保育を必要とする全ての子供が必要なときに利用ができ、子供たちが安心して過ごせる居場所として認識していただけるよう取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 2点、再質問します。

まず、教育委員会からいただいた答弁についてなんですけれども、学校は子供たちの安全を

最大に優先するのだとおっしゃるわけですね。それで、集団下校の例なんかも挙げてなんですけれども、集団下校のときは、吹雪で集団下校のときは、ふだん児童館に通っている子は児童館に下校させると。つまり、学校のほうでも、子供を1人にしないという、親の留守宅に子供を1人にしないような配慮はしているわけですよ、猛吹雪のときとかにね。今回の水害で、台風が来るから臨時休校といったときに、どうしてそういう、いつもはしている配慮ができなかったのかということを知っているのですよね。

例えば、保健福祉部には通知したけれども、各保育園には通知しなかったとおっしゃるんですけれども、学校から直接保育園に下校している人いるじゃないですか。それは、上士別の保育園だとか温根別の保育園さんに聞いたらわかりますよね。学校から下校していますよ、保育園に。ほかにも、あけぼの子どもセンターから、更にこぶたの家保育園に来る子供もいたりすると。だから、やっぱり児童・生徒を1人にしないということが一番大事じゃないですか。やっぱり何か、南富良野みたいな状態になったときに、子供1人で屋根から救助されたとか、そんなことになったら大変ですよ。

だから、私はそれを言っているのです、やっぱりふだんの児童・生徒の、学校からどこに帰るのかということをちゃんと把握してくださいと申し上げたいのですよね。それをお願いしたいので、コメントをお願いします。

それから、2点目ですけれども、保健福祉部長の答弁に対してですけれども、児童館、スタッフも増員したのに、臨時休校日の子供が来た割合は、私が計算したところでは30%ですよ。ふだんの3割の子供しか来ていない。家に居たりした子が、数を数えると、88人ぐらい家にいたと。多分それは、おじいちゃん、おばあちゃんの家に行ったりとか、先ほどあったように、親が休暇とれたとかという子もいるでしょうけれども、やっぱり一定人数1人だったと思うんですよ、子供がね。そんな中で、家に濁流が流れ込んだりして、身元わからないとか、そういうことがあったら、本当にそれは責任問題というか、大変な事故ですよ。

だから、私は、児童館は災害のときは、今、厚生労働省で言っているけれども、学童保育、6年生まで学童保育するかどうかは市町村の判断ですけれども、災害のときは6年生まで学童保育しますよと。中学生以上も、ふだん児童センターに来ているような子は積極的に、親が送ってですけれども、来ていいですよというふうにしないと、いざ何かあったときに、流されたこの子の名前わからないとか住所わからない、身元わからないなんていうことになったら大変なんですよ。

だから、やっぱり災害のときは、子供についてはちゃんと、日々の行き先、帰り先をトレースして、それに準じた扱いをちゃんとしてあげるといふふうに、教育委員会も保健福祉部も、この場で何か言ってもらえませんか。よろしくお願いします。

○副議長（谷口隆徳君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

今回の子供たちの対応ということで、教育委員会と学校との連携等もあります。それから保

健福祉部との連携ということで、少し薄れていた部分はあったのかなと思いますが、今後、当然、子供たちの安全・安心な対応ということがございますので、これからにつきましては、各学校としっかりとした連携をとりながら、当然、保健福祉部との連携というのも重要と思っておりますので、しっかりとした対応を検討してまいります。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

今回の部分でありますけれども、通常、学校が途中で集団下校だとか、そういったことになりましたら、本来児童館でお預かりするべきお子様が児童館に、到着しないということになりますと、それはしっかりと学校、それから保護者とともに、そういった状況を把握し、確認をすることにしておりますが、今回につきましては、臨時休業が前の日にわかったということで、通常、先ほども答弁申し上げましたが、さまざまな場面を通じて、児童館については災害、休校になった場合は、8時からそういう体制で受け入れを行っているのだということを周知しているということの認識から、まずは、学校から児童館に来られるお子さんはその日はいないので、全て家から児童館に来られるということですので、そのお子様の安全については、しっかりと保護者の方が責任を持って判断しているものというふうに認識をしておりましたが、先ほど議員さんのほうから指摘されたように、そういった情報がしっかりと市民の方に伝わっていなかったということもありますし、また、一時保育を担っていただいている施設等にも、我々のほうからも連絡を入れていなかったということもあるものですから、その辺をしっかりと検証して、今後、おっしゃられている、子供が1人になるようなことがないような体制、これは学校と、また教育委員会ともしっかりと連携する中、そういう体制の構築をしっかりとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第3のテーマとして、ごみ分別と廃棄の方法について、何点かお尋ねします。

先ほど松ヶ平議員の質問にもあった、いわゆる衛生ごみについてですが、10月からの新しい分別については、周知活動を十分行われたのでしょうか。今まで行った説明会への参加人数を示され、また、今後のスケジュールを示されたく思います。そして、紙おむつに関する子育て世代や介護施設などについては対応ができているのでしょうか。この点をまずお聞きします。

次に、この市役所各部署から出た大量の紙ごみが、大部分がリサイクルされているとのことですが、それはどんなプロセスなのかを伺います。また、市役所から出た紙ごみのリサイクル製品が市内の公園トイレなどで使われているということをお聞きしていますが、その旨を表示して、市民のリサイクル意識を涵養すべしと思っておりますが、いかにお考えでしょうか。

次に、市役所から発生したある種の紙ごみが、エゾシカの死骸などと一緒に埋却されている

とのことですが、どんな紙を埋めているのでしょうか、お知らせください。また、来年度以降、オホーツク管内湧別町の処理施設に死亡獣畜を運ぶことになるわけですが、そうしたら、その種の紙埋却もやめることになるのでしょうか、お知らせください。

最後に、現処分場の今後についてお聞きします。

例えば、東京の夢の島といえば、もとのごみ処分場が広大な公園へと転用されたものですから、つい似たようなものを想像してしまいます。本市の場合はどうなるのかお聞かせください。学田地区の谷合いにある現在の最終処分場は、供用終了後はどうなるのでしょうか。数年たつて、例えば、今申し上げた公園などに転用できるものなのか。それとも、閉山後の鉱山のように、数十年から数百年単位で水の処理などが必要になるものなのか。また、その場合の管理コストについては、どのように見積もればよいのか。

以上の疑問について、お答えを求めるものです。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、10月からの新しい分別に関する周知についてです。

衛生ごみ及び剪定枝の分別開始に向けては、本年5月に衛生ごみ用袋小売店取り扱い説明会を開催するほか、6月から7月までに市民向け分別説明会を5会場で7回開催し、延べ139名の参加がありました。更に、9月からは第2弾の市民説明会を開催しており、より多くの市民に分別への理解を深めていきたいと考えています。

特に衛生ごみについては、市内の介護事業所に出向き、直接職員が説明を行ったのに加え、市の各担当部局において、保育所並びに介護現場での紙おむつ等の使用状況についての聞き取りを実施したほか、現役子育て世代の市職員や介護実施者を対象にアンケートを行いました。また、これらの周知活動の中からいただいた質問、意見等をもとにQアンドAを作成し、ホームページや広報での周知を図り、分別開始後につきましても、収集時を含め、丁寧な説明を重ねてまいります。

次に、市役所から搬出される紙ごみの処理についてです。

機密文書以外の再生可能な紙類については、市で定めた分類により分別を行い、市リサイクルセンターに集積後、市内で収集した古紙とあわせて、倶知安町のコアレックス道栄株式会社へ処理委託を行っています。これらは、トイレトペーパーの原料として再生利用されており、製造された製品については市内公園等の公衆トイレで利用しています。また、再生古紙を利用した製品である旨をペーパーホルダーに表記し、リサイクル意識の啓発を行うとともに、この取り組みについては、まなびとくらしのフェスティバルにおいても継続して展示を行い、市民への周知を図っています。

また、個人情報などの機密文書で再生利用が可能なものについては、王子マテリア株式会社名寄工場へ直接搬入し、段ボール等の材料に再生利用されています。その他のカーボン紙、ノーカーボン紙、圧着紙等の再生利用が困難な紙類については、最終処分場で埋め立て処理を行

っており、来年度以降におきましても、新処分場において埋め立て処理を行います。

次に、現在稼働している一般廃棄物最終処分場の埋め立て終了後の管理についてです。

現最終処分場については、平成29年3月末をもって廃棄物の埋め立てを終了し、4月からは新たな環境センターで受け入れを開始しますが、29年度以降の設置となる粗大ごみ、資源ごみのストックヤードについては、それまで現施設を継続利用します。

閉鎖後の埋め立て地については、国が定めた最終処分場の廃止に係る技術上の基準に基づき、最終覆土の上、廃止までの間、水質、ガス、地温等の管理を継続する必要があると、制度上は2年以上の水質基準の適合等の基準を満たすことをもって廃止できることとなっていますが、他市処分場の事例から見ても、早期の廃止は難しいものと判断しています。

また、管理コストについては、薬品代、水質検査代、電気代等の水処理施設の維持管理費となりますが、27年度実績で約800万円となっており、毎年同程度のコストが見込まれるほか、水処理施設自体の老朽化も進んでいることから、各処理機械の修繕や部分的な更新が必要となってくるものと考えています。

現処分場の閉鎖後は、適切な管理を行い、円滑に廃止できるよう努めるとともに、廃止後においても、他の用途での再利用には一部制限があることから、緑化や公園化など、跡地利用については地域の自治会などと十分な協議を行い、検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 質問の最後になりましたけれども、簡単に質問させていただきたいと思います。

いきいき健康センターについて質問したいと思います。

牧野市長の2期目のマニフェストに基づいて整備が進められてきたいきいき健康センターが、3年間にわたる協議を経て、いよいよ10月1日に開設を迎える。この施設については、今まで同僚議員が何度か質問してきましたけれども、オープンに当たり、改めて何点か確認しておきたいと思います。

最初に、管理運営体制についてお伺いしたいと思います。

管理運営に当たっては、指定管理による方法も考えられると思いますけれども、ぶらっとと一体的に市の直営で行うと聞いております。指定管理ではなく直営体制で管理運営する理由を、まず確認したいと思います。また、嘱託や臨時・非常勤職員を含めた施設の職員体制と、それぞれの職員の業務内容についても、この際伺っておきたいと思います。

更に、地域での生活が困難となる認知症の予防と早期発見のため、いきいき健康センターに健康チェックシステムを導入するとともに、その対応として、初期段階での的確な支援を行うため、医師や保健師などから成る認知症初期集中支援チームを新たに設置し、総合的な支援を行うとしておりますけれども、その体制は整ったのかどうか、答弁を求めたいと思います。あわせて、自治会との連携や総合福祉センターを拠点としていた老人クラブとの連携などについて

ても、この際伺っておきたいと思います。

いきいき健康センターの今後の展望と健康長寿の基点としての考え方について、この際お聞きいたします。

まず、いきいき健康センターで実施する事業内容はどうなっているのか。これまで総合福祉センターで実施していた事業も含め、高齢者以外の皆さんも利用できる健康づくりの拠点として新たな施設となったが、実施する事業やどのような利用ができるかなど、市民への周知はどうしているのか。利用者拡大のための取り組みはどのように考えているのか。また、オープンに当たって記念するイベントなどは何か考えているのか、このことも伺っておきたいと思います。

更に、この施設が機能することによって新たに取り組むことや、市民の健康づくりの中核として、例えば健診データの分析、健康長寿の研究、研修事業の実施など、高齢者に限らず幅広い年代の市民に向けて取り組むものは何かあるのか、この際お知らせいただきたいと思います。

最後に、それらの取り組みの将来に向けて目指すものと、いきいき健康センターの今後の展望と方向性について、具体的に伺いたいと思います。

いきいき健康センターは、牧野市長が掲げる健康長寿日本一の拠点施設でもあり、多くの市民の皆さんがこの施設を利用していただくことで、十分にその機能を発揮させ、健康上の問題がなく日常生活を生き生きと過ごし、健康寿命の延伸につながっていることを期待して、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えします。

初めに、施設の管理運営体制を直営体制とした理由についてです。

平成28年度予算審査特別委員会において、井上委員にもお答えいたしました。いきいき健康センターは、中心市街地のにぎわいの創出や中心市街地交流施設ぷらっとの有効活用も視野に、単に北町の総合福祉センターの建てかえではなく、市民の健康づくりや交流活動を通じ、健康長寿日本一を目指す拠点施設として建設した施設であり、センターでは現在、総合福祉センターで行っているいきいきデイサービスや老人クラブ交流会などの既存事業を初め、サフォークジムやサフォーク元気クラブ、更には健康相談や認知症予防事業など、市が直営で実施する各種事業のほか、新たに市民が主体となって実施するサロン事業などを展開いたします。これら事業の運営や管理・調整などを含め、健康長寿の拠点施設としてのしっかりとした土台づくりを行う必要があると判断し、直営体制での管理運営を行うこととしたところです。

次に、施設の職員体制と業務内容についてです。

まず、センターで実施する予定のサフォークジムやサフォーク元気クラブなどの介護予防事業や認知症予防事業、市民参画によるサロン事業などのソフト事業を積極的に推進するため、地域包括支援センターの主幹職1人と、理学療法士や作業療法士、パートなどの介護予防指導員を含め、担当スタッフ6人が常駐いたします。

また、センターは健康長寿推進施設と入浴施設とを一体的に管理することから、その統括管理者として、再任用職員1人を課長職相当の館長として配置するとともに、経理事務などを担当するパート職員と、入浴施設の設備やボイラーの管理を担当する嘱託職員の業務技師をそれぞれ1人ずつ配置し、入浴施設の接客や清掃を担当する5人のパート職員により、土曜、日曜も含めた勤務体制を組むこととしています。更に、老人クラブ連合会やいきいきデイサービスなどの業務を委託する社会福祉協議会の職員6人を合わせ、延べ20人の職員で運営いたします。

次に、認知症初期集中支援チームによる支援体制についてです。

認知症初期集中支援チームについては、本年3月1日に設置したところであり、その構成は、医師、保健師、介護福祉士、社会福祉法人三愛会で認知症の専門相談を担当している認知症地域支援推進員4人の計7人から成り、その業務内容は、認知症の疑いがあるにもかかわらず適切な支援がなされていない方を発見した際に、チーム員が家庭訪問による調査を行い、早期の診断や治療につなげる方法、更には必要なサービスの方向性などチーム全体で検討し、対象者とその御家族が安心して生活を継続できるよう集中的に支援するものです。

認知症に関する相談は、地域包括支援センターの相談窓口で常時対応することになっていますが、いきいき健康センターにおいても、認知症の早期発見用ツールとして、自分で気楽に脳の働きを確認できるタブレット型チェックシステムを設置し、必要に応じ、職員による助言や相談支援を行うほか、詳細な認知機能の測定会や認知症を予防するための講話や体操、加えて、脳機能の低下予防トレーニングを紹介する教室を定期的で開催し、認知症予防に向けた取り組みを行ってまいります。また、チーム員の職員1人がセンターに常駐することから、認知症に対する予防から支援までの一体的な支援ができるものと考えています。

次に、自治会や老人クラブとの連携についてです。

自治会連合会役員やセンター隣接の自治会長及び自治会会員、また老人クラブ連合会役員の方には、福祉団体や子育てに関する団体、ボランティア団体など24団体から成る企画調整市民会議の構成員として参画いただいております。隣接する自治会で開催する敬老事業や地域の単位老人クラブのセンター利用などについても、効率的に利用していただけるよう調整を図ってまいります。更に、センターで実施する高齢者の生きがいづくりや社会参画の介護予防、地域支え合い等を目的としたサロン事業を地域でも取り組んでいただけるよう、センター職員による出前講座等も実施してまいります。

次に、いきいき健康センターでの事業内容についてですが、先ほど申し上げました老人クラブ連合会の交流事業や、いきいきデイサービスなどの既存事業を初め、サフォークジムやサフォーク元気クラブのほか、新たに市民が主体となって実施するサロン事業として、介護予防器具のふまねっとを利用したふまねっとサロンや囲碁サロンを実施するとともに、移動型子育て支援センターやサフォークジムキッズ、介護者などの交流の場であるカフェつながりなど、子供から高齢者、その家族など幅広い年齢層や地域の方々も気軽に参加できる事業も計画しています。

また、保健師による健康相談や健康指導、管理栄養士による栄養相談、理学療法士や作業療法士による運動指導など専門職による健康づくり事業を、健康管理システム、体組成計などによるデータ分析のもと、定例的に開催し、個々の健康状態に応じた個別指導を行うなど、高齢者に限らず、市民の生活習慣病の予防や生活改善事業に取り組んでまいります。

次に、市民への周知など利用者拡大の取り組みについてです。

まず、市民への周知については、今月15日号の広報しべつお知らせ版にセンターのオープン記念事業のチラシを折り込むほか、10月1日号の広報しべつで特集記事を掲載することとしており、市主催事業やサロン事業などの事業日程についても、毎月、広報やホームページ、フェイスブックなどを通じて周知を図ってまいります。

また、利用者拡大への取り組みについては、センターでの事業への参加の動機づけに資するため、市が主催する健康づくり事業などに参加した場合にポイントを付与し、朝日地区の和が舎も含めた入浴施設を無料で利用できる健康増進ポイント事業を新たに実施するとともに、北海道健康マイレージ事業なども活用しながら、利用者の拡大に努めてまいります。

次に、センターのオープンイベントについてです。

センターの開館に当たり、3つの記念事業を企画しており、まず、10月1日の開館日にはオープンセレモニーを開催し、セレモニー終了後には、介護予防機器の体験会やふまねっとサロン体験会などを実施します。翌2日には、センターをスタート地点として約3キロメートルをウォーキングするいきいき健康ウォークを開催するほか、3日には、高血圧治療の第一人者である日本医療大学の島本和明総長をお招きし、市民文化センターにおいて健康づくり講演会を開催いたします。

いきいき健康センターは、市民参加型の事業の実施や市の新規事業の取り組みなど初めての試みもある中で、職員体制や施設管理、事業内容も含めて、企画調整市民会議、市議会など多くの方々の御理解と御協力により、10月1日に開館いたしますが、今後においても、高齢者の生きがいづくりと社会参画、介護予防、市民相互の触れ合いの3つの基本方針のもと、健康長寿日本一の拠点施設として、子供から高齢者まで多くの市民に親しまれるとともに、健康増進と健康意識の高揚に資する施設となるよう、市民会議との連携を密にしながら、より多くの魅力ある事業展開に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、職員数と勤務の実態についてお伺いしたいと思います。

平成17年9月の旧士別市と旧朝日町の合併から12年目に入り、新市としてのまちづくりをしつかりと進めるため、現在、次期の総合計画にも着手しているところだと思っております。また、合併特例債の活用期限も4年半となる中で、庁舎の改築などの事業も、将来に禍根を残さないように着実に進めなければならない状況にあると思っております。こうした中で、市の組織のあり方についても、将来を見据え、職員数や組織・機構など、今後の検討が必要であると考えているもので

あります。

そこで、まず、職員数について伺いたいと思います。

平成17年の合併当時と比べて、現在の職員数はかなり減ったように思うけれども、どうなっているのでしょうか。あわせて、定員適正化計画と比べて、どのような状況になっているのか。適正化計画では、コスモス苑や桜丘荘の指定管理制度の導入に当たって、職員を三愛会に派遣しており、それらの職員の関係についても計画に盛り込まれておりますけれども、その点は計画どおりになっているのか。加えて、定年を迎えた職員の再任用の状況と今後の見込み、更に、職員の新規採用についても伺っておきたいと思います。

また、団塊の世代が退職し、職員の年代構成も変わってきていると思います。職員の年代別の構成や男女の割合はどうなっているのか。あわせて、管理職と一般職の人数と割合についても、この際お示しいただくとともに、女性管理職の割合についても伺っておきたいと思います。

先日の大雨や台風による災害時には、多くの職員が昼夜を問わず、その対応に当たったようであり、よく頑張ったものだと感じ申し上げます。中には、1週間の間で3泊を市役所の庁舎で過ごした職員もいたようであります。

こうした非常時の場合は、市民の生命や財産を守るという市職員としての使命を果たすため、正規の勤務時間を超えて勤務することもあるだろうと思います。それ以外の業務においても、ここ数年、職員の時間外勤務は増えているのではないかと。昨年の第4回定例会でも、その実態についての報告があったが、その後の状況はどうなのか。時間外手当が支給されている一般職については、それぞれの状況の詳細を把握していると思うので、その理由なども含めて伺うとともに、管理職についても、実態を把握しているようであれば伺いたいと思います。

また、過去にも伺っているが、管理職の位置づけはどのような基準に基づいているのか。そして、管理職に支払われている手当の内容を再度伺うとともに、支給の実態について伺っておきたいと思います。

最近では、膨大な時間外勤務が労働者の肉体的・精神的ストレスにつながっているということで、社会問題にもなっている。ストレスへの対抗策として、休暇をしっかりとることも大切だと言われているが、有給休暇などはきちんと取得できているのかも伺いたいと思います。

過去の同僚議員の一般質問などから、職員数が合併時から大きく減っている一方、臨時職員や嘱託職員などが反比例して増えていることが明らかになっています。現在の臨時・非常勤、嘱託職員は何人程度になっており、それらの皆さんは主にどのような仕事をされているのか。また、どのような待遇になっているのか。賃金や手当、休暇などの面で、正職員と同様の仕事をしながらも、十分な待遇を受けていないのではないかと危惧するが、どうお考えでしょうか。

こうした面も踏まえて、現在の職員数や臨時・非常勤職員の数について適切と考えているのか。あわせて、今後の方針について伺いたいと思います。

さまざまな行政サービスの多様化に加えて、子育てや健康長寿など、牧野市長のマニフェストのもとで進める新たな政策に伴って、業務の内容はもとより、量や質も変化し、職員に求め

られる能力についても大きく変わってきているのではないかと思います。市民福祉の向上を図るといふ地方自治体の使命を全うし、士別市政を発展させていく、市民の皆さんの要望に応じて着実に市政を進展させていく。そのためには、市職員の皆さんの責任と役割は極めて重要であり、職員の元気なくして士別の元気は出ないということを私は常々訴え続けてまいりました。

そうした中で、職員が責任や役割をしっかりと果たせるための組織を構築することが必要であることは論を待たないのであります。さきに作成された地方創生総合戦略の人口ビジョンでも示されているように、今後の人口減少が想定される中で、市役所の組織についても検討を進めることが必要である。加えて、現在検討を進めている庁舎の改築にかかわっても、今後の正職員の数や臨時・非常勤職員の人数についての検討が必要と思うが、どのように考えているのか、この際伺って、この質問を終わるものであります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

最初に、平成17年の合併当時と現在の職員数の比較、あわせて、定員適正化計画と比べての状況についてであります。

定員適正化計画における職員数は、フルタイムの再任用職員を含み、病院医療職や消防への派遣職員などを除いた人数を基本としております。このことに基づく17年9月の合併時点における職員数は427人でしたが、本年9月1日現在では332人となっており、合併後11年を経る中で95人減員しています。

また、18年度から22年度までの適正化計画では、この期間内で23人を減ずる計画でしたが、実際には約2倍の51人が減員し、23年4月では356人となったところです。この要因は、予想を超える中途退職者の発生や新規採用予定者の辞退などによるものでした。その後の3年間においては、毎年平均4人減で推移してきた中で、26年度からは、現在の適正化計画のもとに定数管理を行っており、本年度は計画期間の3年目を迎えている中で、職員総数としては計画どおりとなっております。ただ、三愛会への派遣については、計画上は既に9割が派遣を終了し、今年度においては残り2人と想定しておりましたが、実際には8人の派遣を継続しておりますことから、この点につきましては計画との差異が生じております。

次に、再任用職員の状況と今後の見込みについてです。

雇用と年金の接続を図るため、26年度から再任用職員制度を再開したところであり、今年で3年目を迎えました。この間、定年退職予定者から希望を募るとともに、各種施策の推進や各職場での人員配置を考慮の上、任用してきたところであり、本年度の再任用職員数は、病院医療職を除いて、フルタイムの勤務者が1人、週30時間程度の短時間勤務者が5人の計6人となっております。適正化計画では、再任用職員の具体的な計画数値などは設定しておりませんが、本年度から年金受給開始年齢が62歳に引き上げられたことを受け、任用期間も最長2年まで可能としているところであり、今後も年金受給開始年齢が2年ごとに1歳ずつ引き上げられてい

くことなどから、再任用職員の希望者は増加するものと想定しております。

なお、フルタイム勤務者は職員定数に含まれるものとされており、新規採用者数にも影響を及ぼすことなどから、国や他の自治体同様、本市でも短時間勤務での任用を主としておりますが、経験も知識もともに豊富な人材を生かし切れないなどの課題も多い中で、人事院では、フルタイム勤務を中心とした再任用職員制度の運用と、一時的に定数を増やすことについても検討されており、今後の動向も注視しながら、適切な運用に努めてまいります。

次に、職員採用計画についてです。

新規職員の採用に当たっては、定員適正化計画を基本としながら、定年や中途退職予定者の動向のほか、事務事業の状況や各職場の実態、更には職種や年代などを考慮して、募集人員を決定しています。来年度の採用予定としては、一般事務職6人程度のほか、管理栄養士、精神保健福祉士、保育士、建築技術職、土木技術職をそれぞれ1人募集したところであり、今月18日に一次試験を行う予定です。

なお、残念ながら、精神保健福祉士については応募がなかったことから、再募集について現在検討しているところであり、今後においても、これまでの考え方を基本とするとともに、新たな適正化計画の策定に当たっては、中長期的な視点に立って適正な職員数を設定してまいります。

次に、職員の年齢別構成や男女の割合、管理職と一般職の割合についてです。

まず、年代別構成については、50歳以上が54人で約16%、40歳代が95人で約29%、30歳代が92人で約28%、20歳代以下が91人で約27%となっており、22年度から継続して社会人枠の採用も行っていることから、40歳代以下については一定の平準化が図られているところです。

男女の割合については、男性が221人で約67%、女性が111人で約33%となっており、管理職員と一般職員の割合は、管理職員が97人で約29%、一般職員が235人で約71%となっています。このような中で、女性の管理職登用にも努めているところであり、本年4月の定期異動では、病院を除く全管理職員の20%を女性が担っております。

次に、時間外勤務の実態についてです。

斉藤議員からお話のあったとおり、ここ数年の時間外勤務は増加傾向にあり、病院職場を除く過去3年間の時間外勤務手当支給対象者の合計時間数は、25年度が3万2,713時間、26年度が3万2,823時間、27年度においては4万3,724時間となっています。この時間を1人当たり換算しますと、25年度が月平均11.3時間、26年度は11.8時間、27年度においては15.7時間となります。27年度において大幅に増加した要因としては、国の制度改正に伴う事務や各種計画の策定に加えて、地方創生や新庁舎整備、地区担当保健師などの新規事業、新施設開設に伴う業務や合併10周年関連業務、更には衆議院選挙のほか、大雨による災害対応によるものとなっております。

時間外勤務の増加については、昨年の第4回定例会で松ヶ平議員の一般質問にお答えしたとおり、喫緊かつ重要な課題と認識しておりますことから、事務事業の見直しを初め、時間外縮

減に向けた各職場での取り組みを推進しているほか、今年度からは、毎週水曜日と給与支給日をノー残業デーと位置づけ、定時退庁を促す取り組みも進めているところでもあります。

一方、管理職員の時間外勤務の実態については、昨年10月から3カ月間、病院職場を除く管理職92人に対し、任意で実態を調査したところであり、報告のあった50人の時間外勤務の平均は月に約30時間となりました。

管理職員の位置づけについて、地方公務員法においては、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などと規定がされており、本市においては、所掌する事務等を遂行するため、職員の指揮監督や人事管理などを行うとともに、事務を遂行するための判断等をその職責において行い、仕事そのものを管理する立場にある職員としております。

また、管理職手当については、給与条例及び規則で職階ごとの金額を定め、月額として、副院長は10万円、部長職は5万2,000円、次長職は4万4,000円、課長職は3万6,000円、主幹職は2万8,000円を支給しております。このほか、災害対策や選挙事務などに限って、勤務時間外や週休日などの休日に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給しており、その額は、6時間を超える場合は3,000円、8時間を超える場合は5,000円、12時間を超える場合は6,000円となっております。直近では、7月の参議院選挙のほか、7月末から8月にかけての台風や大雨による災害対応が対象となりました。

次に、休暇等の取得状況についてです。

本市職員の有給休暇の付与日数は1年間に20日であり、次年度への繰り越しは最大20日とされていることから、年初めには最大で40日の有給休暇が取得可能となります。過去3年間の平均取得日数としては、25年が10.4日、26年が10.3日、27年が9.9日で、ほぼ横ばいから微減となっている状況です。

次に、臨時・非常勤職員に関する御質問がありました。

病院職場を除く今年度当初の臨時非常勤職員数は、フルタイム勤務の臨時職員12人、嘱託職員が113人、週30時間以下の非常勤職員が147人で、合計272人を任用しており、26年度からはほぼ同程度の人数で推移をしております。主な職種については、保育士が47人、じんかい作業員が31人、児童厚生員や放課後支援員が22人、給食センター調理員が21人などとなっております。その他の職種を含む業務の内容は、さまざまな状況にあります。業務量の増加と職員の減員の中で、多くの事務事業の補助的役割を担うことはもちろん、専門職にあつては、その知識や経験を生かし、いわば主戦力として行政の一翼を担っていただいております。

このような中で、賃金や手当などの待遇面の改善に向けては、23年度に、それまで臨時職員5年、非常勤職員10年としていた任用年限を撤廃し、65歳までの雇用を可能にしたほか、賃金表の適宜引き上げ改定や各種手当の見直しなどを行ってきているところであり、特に有資格者の確保に向けては、嘱託職員として転入する場合を対象とした住居手当相当分の割り増し賃金を新設したほか、寒冷地手当や通勤手当相当分の割り増し賃金の支給対象を拡大してまいりま

した。また、休暇制度についても、特別休暇などの改定を随時行っており、その時々雇用環境や財政状況などを踏まえながら、可能な限りの改善を行い、安心して働き続けられる職場づくりに努めているところです。

なお、本年度においては、北海道の最低賃金が引き上げられたところであり、本市の臨時非常勤職員についても賃金改定を実施いたしたく、本定例会最終日に補正予算を提出させていただく予定です。

最後に、現在の職員数と臨時・非常勤職員数の考え方についてであります。

現在の職員及び臨時・非常勤職員の数、本市の厳しい財政状況を踏まえるとともに、安定した行政サービスの提供のために必要かつ適切であると考えておりますが、先ほどお話ししたとおり、時間外勤務の増加などによる職員の負担軽減も必要である一方、将来の人口減少も見据えた職員数についての考察も必要であります。

こうした視点では、組織のスリム化に向けた検討を進めるとともに、業務の整理を含む事務事業の見直し、一層の行財政改革の推進、民間活力の積極的活用など、行政サービスのあり方や提供手法についても検討が必要と考えております。

また、現在進めている新庁舎整備に関する検討においては、一部機能の分散化も計画しているところであり、市民にとって便利で利用しやすい庁舎機能と機動性ある組織・機構を念頭に置きながら、各種行政サービスを提供する上で、より効率的・効果的な行政組織のあり方についても検討を進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 再質問いたしますけれども、職員数と勤務の実態についてでございます。

定員適正化計画に関する答弁で、指定管理先である三愛会への職員の派遣については計画との差異が生じているとの話がありました。派遣の最終年度を迎えている中で、今後の見込みはどうか。介護を初め、高齢者福祉施設における担い手の不足が、全道・全国的な課題となっております。この士別でも人員確保が難しいと聞きますが、そのような中で、指定管理先の体制が整い、派遣している職員全員が来年3月に派遣を終了することは可能なのか。指定管理先との協議なども常日ごろ行っていると思うが、その状況や経過、今後の見込みなどについても伺いたいと思います。

また、コスモス苑や桜丘荘が直営だったときに、市の臨時職員や非常勤職員だった方で、指定管理先に身分を移した方の賃金面などの約束事はきちんと果たされているのか。一方、これまで既に派遣を終了した職員は、市の組織の中でどのような部署に配属されているかについても伺いたいと思います。

臨時・非常勤職員の待遇で、休暇について伺いたいと思います。有給休暇や特別休暇などはきちんと与えられているのか。それぞれ雇用形態の異なることから、休暇の付与日数も異なると思うけれども、基本的にはどうなっているのか伺いたいと思います。特に、長期の嘱託や非

常勤の職員は正職員と同様に取得できるようになっているのか。この点、伺っておきたいと思
います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目に、定員適正化計画の中での派遣職員のその後の動向ということで、計画どおりに達成できるのかということについてであります。

お話のように、介護職の担い手不足というのは、これは深刻な状況で、今、社会問題にもなっているところです。こうした中で、本市においても、なかなかスタッフが確保できないというような話も聞き及ぶところもありますが、指定管理先である三愛会としては、この間も計画的なスタッフの確保ということに努められてきているということでありまして、現時点においては、本年度末に向けて、完全移行できるように体制を整えるということで回答をいただいているところです。

市としましては、開設者としての、行政としての責任のもとに、入所されている皆さんやその家族、そういった皆さんに心配をかけない、安心して、できるだけ快適に利用していただけるように努めることが第一と考えていますので、引き続き、定例的な打ち合わせ、それから必要に応じた協議を進める中で、運営がきちんと進むように努めていきたいと思っているところです。

今申し上げた定例的な打ち合わせについては、後ほど保健福祉部長から、その状況について答弁させていただきたいと思います。

次に、三愛会に身分を移行した方の処遇などの部分ですけれども、賃金面については、これまで約束どおり、激変緩和措置、これをきちんとやってもらってきています。市のほうで、この点については、一定額を負担するという約束のもとで、これはきっちり実行されておりますし、それ以外の資格取得に関して、3年以内に、例えば社会福祉士ですとか介護福祉士、あるいはケアマネジャー等々、そういった資格を取得される部分については、経費の2分の1、上限10万円ということになりますけれども、そういった対応もしています。また、休暇等についても、それまで市が直営で対応してきた部分、これを基本に、そのまま継承しているということでもあります。

また、これまで派遣していて、対象者が26年当初では15人いたわけですが、現在8人、まだ派遣中ということで、その間7人が、派遣から市の職場に移っています。具体的には、地域包括支援センターでケアマネジャーを務めている職員を初め、介護保険課で一般事務職、そして維持センターや土木管理課、あるいは税務課といったところで勤務している職員、それ以外には、土別中学校での業務医師ですとか、そういった今までの職そのままの場合もありますし、先ほど申し上げたように、一般事務に転向というふうなことで配置している場合もあるところです。いずれにしても、今それぞれ、これまでの経験、なかなかない部分もありますが、徐々に仕事にもなれてきて、職場にも溶け込んだ中で仕事に当たっているという状況です。

それから、もう1点、大きな点として、臨時・非常勤の休暇についてのお話がありました。

有給休暇の関係ですけれども、まず嘱託職員などのフルタイム勤務の場合は、任用時に5日付与しています。その後、6カ月たった時点で5日を追加付与するということにしておりまして、更に1年後になりますと、11日という形の付与をしています。その後、1年ごとに、1日ないし2日上乗せをするということで、任用から6年を過ぎた者に対しては20日、これは職員と同じ日数が付与されているということになっています。

ちなみに、労働基準法上よりも上回る形で、これは対応しています。それから、休暇の繰り越しについても、職員と同様の取り扱いというふうになっています。

また、特別休暇などについても、この間、充実をしてきたつもりであります。内訳で申しますと、例えば嘱託職員の場合、服喪の休暇、それから夏季休暇、これは3日間、それ以外には、小学生までの子供の看護や健診等々での休みが必要な場合がありますので、この場合の子看休暇、そして、介護の対応が必要な場合ということもありますので短期介護休暇、こういったものの特別休暇についても、制度を充実する中で対応してきているということで、働き続けられるようにということで、この間、配慮してきているところでございます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 私のほうから、三愛会との協議、それから経過について御説明いたしますが、指定管理を行うに当たりまして、定例的に毎月1回、市と協議を持っております。その中におきまして、予算に係る事柄だとか、それから利用者の状況ですとか施設入所者の数ですとか、それから、もちろん職員数の推移等についても確認をさせていただいております。

職員の採用に向けてでありますけれども、ハローワークにおける募集はもちろんでございますけれども、各種学校への新規卒業者への開拓、それから人材バンクの利用、または美深高等養護学校実習生受け入れによる障害者雇用の実施などを通じまして、計画的に行っているということでありまして、先ほど総務部長のほうから答弁ありましたが、派遣職員全員が今年度で派遣終了できるという想定をしているところでございます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明15日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、明15日は休会と決定いたしました。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 3時30分散会)